

《議案補充説明関連》

指定管理者の指定議案について

提案内容及び審査の概要

1	三重県身体障害者総合福祉センター	1
2	三重県視覚障害者支援センター	4
3	みえこどもの城	7
4	三重県母子・父子福祉センター	11

平成 27 年 12 月 9 日

健 康 福 祉 部

提案内容及び審査の概要

三重県身体障害者総合福祉センター

審査基準	県が求めた水準	配点	主な提案内容 (福)三重県厚生事業団	特記事項 (審査コメント等)
<p>1 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること</p> <p>①総合的な基本方針</p> <p>ア 管理運営の基本方針が県の基本方針と合致しているか</p> <p>イ 施設の特性や業務内容を理解しているか</p> <p>ウ 指定管理者としての意欲や熱意、責任が感じられるか</p> <p>②成果目標と自己評価</p> <p>ア 施設運営の成果目標が適切に設定されているか</p> <p>イ 自己評価の体制及び基準は確立されているか</p> <p>③企業(団体)の社会的責任</p> <p>ア 企業(団体)倫理、コンプライアンス(法令遵守)、グリーン購入や省エネ等環境管理等への対応は適切か</p>	<p>1 施設運営の基本的な方向性及び運営方針 総合福祉センターでは、訓練や障がい者スポーツの推進などを通じて、身体障がい者の自立と社会参加のための支援等の中心的役割を担うものとします。</p> <p>【運営方針】</p> <p>①多様な障害福祉サービス等を提供する施設の特色を活かし、障がい者の多様なニーズに応じたリハビリテーションを提供することで、早期の地域生活への移行及び地域生活の支援を行います。</p> <p>②質の高いリハビリテーションサービスの提供に加え、障がい者の自己決定を尊重し、障がい者が持つ本来の力を発揮できるよう、社会のあらゆる活動に参加できるための支援を行います。</p> <p>③総合福祉センターで培ったノウハウを県内全域に普及するとともに、積極的に地域との連携を図ります。</p> <p>2 指定期間を通じて達成すべき成果目標 指定管理者が業務の遂行にあたり業務の質の向上を図るため、成果目標を次のとおり設定します。この目標を超えることができるよう努めてください。</p> <p>①日中活動系サービス利用率 毎年度80%</p> <p>②地域生活移行率(地域生活移行者数/退所者数) 毎年度50%</p>	<p>15.5点</p>	<p>1 総合的な基本方針 今日では、福祉の分野においては、特に地域福祉の推進が重要視されており、当法人は、こうした地域福祉の流れに対応するため、下記の基本理念に沿って、より効率的で質の高いサービスを提供できる身体障害者総合福祉センターの運営に取り組み、新しい福祉社会づくりに貢献することをめざします。</p> <p>①利用者が、自らの能力を最大限に発揮し、自己実現できるような支援します。</p> <p>②利用者のニーズと適性に応じたサービスを提供します。</p> <p>2 成果目標と自己評価 下記の数値目標を掲げ、法人基本理念の実現をはかるため、バランススコアカードによる戦略的経営を行います。財務の視点、顧客の視点、内部プロセスの視点、学習と成長の視点という4つの視点ごとに「目標」「業績評価指標」を設定し、PDCAサイクルで半期ごとに業務の見直しを行います。</p> <p>①日中活動系サービス利用率 80%</p> <p>②地域生活移行率(地域生活移行者数/退所者数) 50%</p> <p>③障がい者スポーツ大会・スポレク参加者数 2,500名</p> <p>④福祉用具相談件数 300件</p>	<p>12.8点</p> <p>県の運営方針である利用者の自己実現や多様なニーズへの対応などを法人理念としており、施設の運営方針を十分理解した運営が期待できる。なお、障がい者を対象とした施設として、密接な関係のある障害者差別解消法が、平成28年4月から施行されるので、法律への適切な対応が望まれる。</p> <p>また、成果目標などの目標については、定期的に自己評価を行うPDCAシステムが確立されているとともに、それぞれの業務において目標値を定めるなど、常に業務改善が期待できる提案である。</p>
<p>2 事業計画の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること</p> <p>①維持管理全般の基本的な考え及び管理の手法</p> <p>ア 維持管理事業は管理基準を達成し、現在の維持レベルを保つものであるか</p> <p>イ 施設の維持管理に係る効率的で安定的な取組は提案されているか</p> <p>②利用者の安全確保策、事故防止策、危険箇所等の早期発見及びその措置</p> <p>ア 利用者の安全確保、事故防止策は具体的で効果的なものか</p> <p>イ 危険箇所・破損箇所・不良箇所の発見やその措置は適切な提案がなされているか</p> <p>③緊急時・事故発生時の対応等危機管理</p> <p>ア 緊急時・事故発生時における危機管理対応は適切な提案がなされているか</p> <p>④個人情報保護、情報公開</p> <p>ア 個人情報保護、情報公開を積極的に行う体制がとられているか、職員への教育、研修方法は適切な提案がなされているか</p> <p>⑤県が推進する施策に準拠する管理運営</p> <p>ア 障害者就労施設等からの優先的な調達、人権尊重、男女共同参画、ユニバーサルデザイン、次世代育成など、県の諸施策に配慮した提案となっているか</p>	<p>1 総合福祉センターの施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務</p> <p>(1)関連する法令等を遵守し、施設等を良好に維持管理してください。</p> <p>(2)実施に際しては、必要な官公署の免許、許可、認可等を受けてください。</p> <p>2 利用者の安全確保策等</p> <p>(1)利用者の安全確保、事故防止策を講じてください。</p> <p>(2)危険箇所・破損箇所・不良箇所の早期発見に努め、発見した場合には迅速に適切な措置を講じてください。</p> <p>3 危機管理に関する事項 災害及び事故等の不測の事態を想定した危機管理体制の整備及び危機管理マニュアルを作成してください。</p> <p>4 管理を通じて取得した個人情報の取扱い等</p> <p>(1)指定管理者は、三重県個人情報保護条例第13条第4項で準用する同条第1項から第3項までの規定を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、総合福祉センターの管理に関して知り得た情報を漏らし、又は不当な目的に使用してはなりません。</p> <p>(2)指定管理者は、三重県情報公開条例の趣旨にのっとり、総合福祉センターの管理に関して保有する情報について、公開に関する規程を整備する等、情報公開に対応してください。</p> <p>5 県施策への協力 本県では、障害者就労施設等からの優先的な調達、人権尊重社会の実現、男女共同参画社会の実現、ユニバーサルデザインのまちづくり、次世代育成支援などの施策を進めており、これらの施策について十分理解していただくとともに、県に協力し寄与してください。</p>	<p>20点</p>	<p>1 維持管理業務全般の基本的な考え及び管理の方法 修繕箇所の早期発見と改修等、施設の適切な維持管理を行います。外部委託業務は競争入札等を行い、業務の履行について随時点検します。</p> <p>2 利用者の安全確保策、事故防止策、危険箇所等の早期発見及びその措置 安全管理については、利用者の安全確保が最優先されなければなりません。リスク管理については、事故対策委員会等を設置し、危険要因・危険箇所等の早期発見に努め、全職員共通の意識となるようにマニュアルの活用、研修を実施します。</p> <p>3 危機管理 利用者の安全確保・事故防止のためのマニュアルを整備するとともに、万が一事故が起きた際には、「事故報告書」等により速やかに情報を共有し、対応します。</p> <p>4 個人情報保護、情報公開 事業活動において取得した個人情報を適正に取り扱うため、「個人情報の保護に関する法律」及び「県個人情報保護条例」に則り、個人情報保護実施要領等を定めています。</p> <p>また、管理文書の開示等、情報公開については、「県情報公開条例」に則り、「情報公開実施要領」「情報公開事務取扱要領」を定め、適正に運用するとともに、管理文書開示制度運用状況を県へ報告します。</p> <p>5 県が推進する施策へ配慮 障がい者就労事業所への清掃業務委託、催事物品の注文などにより、障がいのある方々の社会参加を推進し、共生社会の実現を図るなど、県が推進する施策に配慮します。</p>	<p>16.3点</p> <p>総合福祉センターを管理してきた実績があり、適切な維持管理が期待できる内容となっている。</p> <p>また、利用者の安全確保策や危機管理においても、事故対策委員会等の設置やマニュアルの整備など具体的な対策が図られており、利用者が安心して施設を利用できる提案となっている。</p>

審査基準	県が求めた水準	配点	主な提案内容	特記事項 (審査コメント等)
			(福)三重県厚生事業団	
<p>3 事業計画の内容が、施設の効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること</p> <p>①障害福祉サービスの事業</p> <p>ア 施設の業務基準を達成しているものであるか</p> <p>イ 施設の専門性を維持又は発揮している提案であるか</p> <p>ウ 施設の効用を高めるための他の機関や団体との連携が具体的に提案されているか</p> <p>②福祉センターA型としての業務</p> <p>ア 施設の業務基準を達成しているものであるか</p> <p>イ 施設の専門性を維持又は発揮している提案であるか</p> <p>ウ 施設の効用を高めるための他の機関や団体との連携が具体的に提案されているか</p> <p>③利用料金の設定や料金の収受方法、減免等</p> <p>ア 利用料金の設定等は利用者の利便性を考慮したものであるか</p> <p>④総合福祉センターの利用増大策、施設稼働率向上策</p> <p>ア 施設の稼働率などを高めるための具体的な工夫がなされるなどの施設の利用を促進する方針がとられているか</p> <p>⑤利用者の意見・要望の把握、管理運営への反映</p> <p>ア 利用者の声の把握及びその後の管理運営への反映などサービス向上のための積極的な姿勢が見られるか</p> <p>⑥施設の機能を活用した障がい者の地域生活を支える独自の提案</p> <p>ア 施設の機能を十分に活用し、利用者サービス向上につながるような独自の提案がなされているか</p>	<p>1 障害福祉サービスの事業に関する業務</p> <p>(1) 施設入所支援【入所定員40名】</p> <p>(2) 日中活動支援【定員60名】</p> <p>① 自立訓練(機能訓練)</p> <p>② 自立訓練(生活訓練)</p> <p>③ 就労移行支援</p> <p>④ 生活介護</p> <p>(3) 短期入所事業【併設型定員2名、空床型】</p> <p>2 福祉センターA型としての業務</p> <p>(1) 各種相談の実施</p> <p>(2) リハビリテーションの実施</p> <p>① 在宅障がい者に対する外来通院リハビリテーション</p> <p>② 在宅の要介護者、要支援者に対する居宅サービス事業の実施</p> <p>(3) 障がい者スポーツの推進</p> <p>① 障がい者スポーツ指導員(初級・中級)の養成</p> <p>② 障がい者スポーツ教室の開催</p> <p>③ 運動施設(グラウンド・テニスコート等)の運営管理</p> <p>④ 全国障害者スポーツ大会への選手派遣業務</p> <p>⑤ 三重県障がい者スポーツ大会・スポレク祭の開催業務</p> <p>(4) 宿泊室の運営</p> <p>(5) リフトバスの有効活用等</p> <p>(6) 福祉用具製品化支援事業</p> <p>① みえテクノエイドセンターの運営</p> <p>② 「みえ福祉用具フォーラム」の開催</p> <p>③ 中間ユーザー対象の研修会の開催</p> <p>④ 福祉用具展示室の運営</p> <p>⑤ 福祉用具に関する相談支援、データベース化</p> <p>⑥ 福祉用具に関する普及・啓発</p> <p>⑦ みえ福祉用具アイデアコンクールの開催</p> <p>⑧ ホームページの随時更新</p> <p>⑨ 自助具の製作</p> <p>(7) 総合福祉センター全体の普及啓発</p> <p>(8) 実習生及びボランティアの受入れ</p>	<p>40点</p>	<p>障害福祉サービス事業所と身体障害者福祉センターA型のもつ機能をより有機的に連携させ、利用者の方々の利便性を向上させ、医療・福祉のリハビリを統合し、新しいリハビリのシステムを構築します。</p> <p>1 障害福祉サービスの事業に関する事項</p> <p>障害福祉サービス事業所では、肢体等に障がいのある方に、ひとりひとりのニーズに合わせたリハビリテーションを行い、社会の一員として積極的に社会参加を果たせるよう支援します。</p> <p>また、障害福祉サービス事業所で行われる4つのリハビリテーションは、障がいのある方々の全人間的復権を理念として、単なる機能回復訓練ではなく、潜在する能力を最大限に発揮させ、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を可能にすることを目的としています。</p> <p>2 福祉センターA型としての業務</p> <p>当法人は、特に障がい者スポーツとリハビリテーションの分野では先駆的役割を果たし、ノウハウ、機関・人材ネットワークを構築してきました。今後は、医療・福祉が連携を強化し、利用者の方々からの多様なニーズに端的にご答えられる事業展開を図ります。</p> <p>3 利用料金の設定や料金の収受方法、減免等</p> <p>運動施設の利用料金は、条例どおりですが、障がいをおもちの方がご利用する場合は、無料とします。</p> <p>4 総合福祉センターの利用増大策、施設稼働率向上策</p> <p>ホームページで行事などの情報提供を行います。また、特に障害福祉サービス事業所では、チラシやポスターの作成、病院等への継続的な訪問、パソコン資格取得等の訓練プログラムの充実、入所率アップ会議での方策検討などにより、利用者の確保、稼働率の向上を図ります。</p> <p>5 利用者の意見・要望の把握、管理運営への反映に関する方策</p> <p>ご利用の皆様のご意見・ご要望を把握するために、年2回の利用者アンケートを実施します。利用者アンケートの結果は施設運営会議等で管理職が把握し、対応を検討するとともに、回答をグラフ化し、職員がご意見・ご要望の内容を共有します。</p> <p>6 施設の機能を活かした障がい者の地域生活を支える独自の提案</p> <p>復職や新規就労を目指す利用者に対する情報処理検定試験の導入や、専門性のある自動車学校と連携した実践的な自動車運転習熟訓練の充実を図ります。</p>	<p>33点</p>

審査基準	県が求めた水準	配点	主な提案内容 (福)三重県厚生事業団		特記事項 (審査コメント等)
			15点	12点	
<p>4 事業計画の内容が、施設等の管理に係る経費の削減を図るものであること</p> <p>①収支計画の積算の考え方</p> <p>ア 収入・支出の積算と提案事業内容との整合性が図られ、十分実施できる収支計画となっているか</p> <p>②コスト削減の考え方</p> <p>ア 実効性があり、かつ創意工夫がある経費の効率化方策が提案されているか</p> <p>③収入確保に関する事項</p> <p>ア 収入確保につながるような独自の提案がなされているか</p>	<p>1 指定管理に係る指定管理料 県が指定期間中に支払う施設の管理に要する経費の総額は、次に示す額を上限とします。 指定管理料の額 722,105千円以内(5年間) (内訳)各年度における指定管理料概算額 平成28年度 144,421千円 平成29年度 144,421千円 平成30年度 144,421千円 平成31年度 144,421千円 平成32年度 144,421千円</p> <p>2 利用促進に関する事項 (1)利用者を増加させる方策を検討してください。 (2)施設稼働率の向上に努めてください。</p>	15点	<p>1 収支計画の積算の考え方 (1)利用料収入の考え方 自立支援給付費収入は日中系サービス利用率が約80%であった平成26年度の収入額を基本に、毎年0.5%の増を見込みました。 (2)支出項目積算時に考慮した点 人件費は定期昇給を見込み、毎年増加としました。人件費の毎年の増額は、自立支援給付費収入の努力増、及び事務消耗品をはじめとする事務費支出の削減で対応します。 2 コスト削減の考え方 冷暖房のための燃料使用量を過年度の同月と比較をする等、コスト削減を意識した運営を行います。 3 収入確保に関する事項 障害福祉サービス事業の利用率向上を図ることにより、自立支援給付費収入を確保します。</p>	12点	<p>経費の削減を図りながら、職員の定着を図る収支計画となっており、安定した施設運営が期待できる。 また、コスト削減や収入確保の面でも、実効性がある計画となっている。</p>
<p>5 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政基盤を有していること</p> <p>①運営及び人員の確保、職員の雇用形態等</p> <p>ア 人員の確保、職員の資格、組織体制及び責任体制が効率的かつ適切なものとなっているか</p> <p>②職員の配置、勤務ローテーション</p> <p>ア 人員配置及び勤務体制が適切なものとなっているか</p> <p>③職員の人材育成の基本的な考え方、職員研修計画</p> <p>ア 人材育成方針、研修体制が効果的かつ適切なものとなっているか</p> <p>④持続的・安定的に運営できる財政的基盤</p> <p>ア 施設を継続的・安定的に運営できる能力があるか、又は施設経営の実績があるか</p>	<p>1 人員配置・組織等に関する事項 (1)人員配置等 ① 施設を効果的・効率的に管理運営できる組織体制、責任体制としてください。 ② 施設を効果的・効率的に管理運営できる人員配置、勤務体制としてください。 (2)人材育成 ① サービスの向上を図るため、配置する職員全員が業務全般を理解し、対応できるよう、職員研修の定期的な開催や、福祉に関する研修への派遣などの人材育成を図ってください。 ② 公の施設の管理者として必要な人権研修等を行ってください。</p>	10点	<p>1 運営及び人員の確保、職員の雇用形態等 働きやすい環境を整え、公正な組織運営に努め、効率的な業務遂行を図ります。 職員数:正規23名、専門員17名、非常勤5名 2 業務内容に応じた職員の配置、勤務ローテーション 業務内容に応じ、必要な資格を有する職員を効果的に配置します。利用者ニーズへの対応が途切れることがないよう、勤務シフトを工夫します。特に、障害福祉サービス事業所においては、人員基準に基づく他、夜勤対応を2名とするなど、十分な職員配置を行います。 3 職員の人材育成の基本的な考え方、職員研修計画 研修体系を法人研修、自己啓発、職場研修の3つにわけ、計画的に実施していきます。 4 持続的・安定的に運営できる財政的基盤 総合福祉センターを運営するにあたっては、バランススコアカードの戦略目標に「経営基盤の安定」を掲げ、施設稼働率の向上などの項目について数値目標を設定し、収入の安定をはかります。</p>	8.3点	<p>施設運営のうえで必要な資格を有する職員を配置するとともに、夜間のサービスにおいても利用者に配慮した提案となっている。 また、計画的な人材育成が図られるとともに、施設経営の実績もあり、継続的・安定的な運営が期待できる。</p>
総合審査結果		100点		82.4点	

第1順位となった団体の名称等

団体の名称等	<p>三重県津市一身田大古曾670番地2 社会福祉法人 三重県厚生事業団 理事長 梶田 郁郎</p>
選定委員会の講評	<p>・利用者の自己実現や多様なニーズへの対応などを法人理念としており、施設の運営方針を十分理解した運営が期待できる。なお、障がい者を対象とした施設として、密接な関係のある障害者差別解消法が、平成28年4月から施行されるので、法律への適切な対応が望まれる。 ・成果目標などの目標について、定期的に自己評価を行うPDCAシステムが確立されているとともに、それぞれの業務において目標値を定めるなど、常に業務改善が期待できる提案である。 ・障害者支援施設及び身体障害者福祉センターA型としての事業を着実に実施するとともに、施設の機能を活かした独自の訓練の提案など利用者のニーズに応える内容となっている。 ・収入確保や人員配置など適切な施設運営ができる提案となっている。</p> <p>以上のことなどから、平成28年4月より、県の運営方針に沿い、適切な三重県身体障害者総合福祉センターの運営が実施されると選定委員会は判断した。</p>

提案内容及び審査の概要

審査基準	県が求めた水準	配点	主な提案内容		特記事項 (審査コメント等)
			(福)三重県視覚障害者協会		
<p>1 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること</p> <p>①公の施設としての管理運営の適正性</p> <p>ア 管理運営の基本方針が県の基本方針と合致しているか</p> <p>イ 施設の特性や業務内容を理解しているか</p> <p>ウ 指定管理者としての意欲や熱意、責任が感じられるか</p> <p>②県民(利用者)の平等な利用の確保</p> <p>ア 利用者が偏ることなく、公平な利用を確保しているか</p>	<p>1 施設運営の基本的な方向性及び運営方針 センターにおいては、点字図書館業務及び視覚障がい者の生活相談・生活訓練等の業務を行うほか、講習会・講演会等の場として、視覚障がい者を支援する点訳ボランティア等にも施設の提供を行い、視覚障がい者の自立と社会参加の推進を図ることとしています。</p> <p>【運営方針】 ①視覚障がい者へ適切な情報提供を行うとともに、視覚障がい者の多様なニーズに応じた生活訓練等を実施します。 ②視覚障がい者が気軽に生活・教育・就労等に関する相談ができ、日常生活用具の紹介や生活訓練についても適切に行えるような環境を整えます。 2 公平な施設の供用 施設の供用にあたっては、県民の利用に関し公平性を確保することとします。</p>	10点	<p>1 三重県視覚障害者支援センターの運営上の基本方針 県内の視覚障がい者が会員である本協会は、視覚障がい者の特性や行動を深く理解しており、県の運営方針を認識し、次の協会の運営方針のもと、視覚障がい者の自立と社会参加推進のため、適切な情報提供を行うとともに、多様なニーズに応じた生活訓練等を実施します。</p> <p>【経営方針】 ・センターを利用する視覚障がい者等が、満足できる良質のサービスと業務の品質を高めます。 ・限られた予算の中で、最大限の効果があげられるよう創意工夫に努めます。また、常に経費について心を配り、無駄な部分を排除します。 ・視覚障がい者及びそれを支えるボランティアが、多く利用する施設であることを念頭に置き、利用者の立場に立った環境づくりに努めます。</p> <p>2 県民の公平な利用の確保についての方策 ①センターの設置目的(役割)の説明と周知、②情報紙・ホームページの活用、③アウトリーチ活動、④土曜開館(試行)の継続を実施します。</p>	8.1点	<p>視覚障がい者が会員である法人の特性を生かし、視覚障がい者の自立と社会参加の推進のため、視覚障がい者の多様なニーズに応じた施設運営が期待できる。 また、利用者の利便性を考慮し、土曜日の開館を継続するなど、より多くの利用者の確保が期待できる提案である。</p>
<p>2 事業計画の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること</p> <p>①安全かつ快適な施設管理の確保</p> <p>ア 利用者の安全の確保、事故防止が適切にされているか</p> <p>イ 施設等の破損箇所・不良箇所等の点検やその対応方針が明確か</p> <p>②適切な運営管理の確保</p> <p>ア 緊急時等における対応方針など危機管理への対応は十分か</p> <p>イ 個人情報保護の体制は適正か</p> <p>ウ 環境に配慮した管理運営や取り組みがなされているか</p>	<p>1 センターの施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務 (1)管理物件を良好に維持管理してください。 (2)利用者の安全確保、事故防止対策を講じてください。 (3)危険箇所・破損箇所・不良箇所の早期発見に努め、発見した場合には迅速に適切な措置を講じてください。 (4)維持管理及び修繕を行うにあたっては、利用者の妨げにならないように配慮してください。</p> <p>2 管理運営を通じて取得した個人情報の取扱い 指定管理者は、三重県個人情報保護条例(平成14年三重県条例第1号)第13条第4項で準用する同条第1項から第3項までの規定を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、センターの管理に関して知り得た情報を漏らし、又は不当な目的に使用してはなりません。</p> <p>3 環境配慮の推進 施設の管理にあたっては、電気等の効率的な利用、廃棄物の発生抑制とリサイクルの推進、グリーン購入などの環境配慮を行うこととします。</p>	15点	<p>1 施設の防災対策について センターは、三重県社会福祉会館の1階の一部にあり、その火災、震災等の予防及び人命の安全確保並びに被害を最小限にとどめることについては、「三重県社会福祉会館消防計画」により実施します。</p> <p>2 施設・設備の適切な維持管理 施設・設備の修繕箇所の早期発見に努め、発見した場合は、速やかに県に報告するとともに、「リスク分担表」に基づき、早期の改修に努めます。 また、施設・設備の使用については、細心の注意と清潔さに心を配ります。</p> <p>3 危機管理について 業務運営上の危機管理については、「社会福祉法人三重県視覚障害者協会危機管理方針」に基づき行います。</p> <p>4 個人情報の保護 「社会福祉法人三重県視覚障害者協会個人情報保護に関する基本方針」に基づき個人情報を適切に保護します。</p> <p>5 環境への配慮 節電、グリーン購入、リユース、リサイクルの徹底など環境に配慮した維持管理を行います。</p>	10.1点	<p>センターを管理してきた実績があり、適切な維持管理が期待できる内容となっている。 なお、センターが設置されている社会福祉会館は、建物が老朽化していることから、災害時を想定した訓練を行う際には、その点を考慮した訓練を実施する必要がある。</p>

審査基準	県が求めた水準	配点	主な提案内容 (福)三重県視覚障害者協会	特記事項 (審査コメント等)
<p>3 事業計画の内容が、施設の効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること</p> <p>①施設の効用の最大限発揮及び県民サービスの向上</p> <p>ア 提案された事業は、業務基準を満たし、かつ実現可能なものか</p> <p>イ 利用者を増やす具体的な取組が提案されているか</p> <p>ウ 利用者の声を把握し、利用者サービス向上に繋げる積極的な姿勢が見られるか</p> <p>エ 広く県民に対する情報提供(広報等)や情報発信について具体的に提案されているか</p> <p>オ 施設の稼働率を高めるための具体的な提案がされているか</p> <p>カ 施設の効用を高めるための他機関や団体との連携が具体的に提案されているか</p> <p>キ 災害発生時における施設の役割と体制が提案されているか</p> <p>ク 施設の機能を活用した具体的な独自提案(自主事業)がされているか</p> <p>ケ 成果目標は、適切に設定されているか</p>	<p>1 業務の内容</p> <p>(1)点字図書館事業の実施に関する業務</p> <p>①点字図書、録音図書、点字雑誌、録音雑誌(以下「図書等」という。)の製作</p> <p>②点字図書等の管理と貸出</p> <p>③図書等に関する相談、情報提供</p> <p>④各種サービス</p> <p>(2)点訳、音訳ボランティアの育成及び支援の実施に関する業務</p> <p>①点訳奉仕員養成</p> <p>②音訳奉仕員養成</p> <p>③スキルアップ講習会</p> <p>(3)三重県聴覚障害者支援センターで実施する盲ろう者通訳・介助員養成講座の支援</p> <p>(4)地域生活の支援に関する業務</p> <p>①生活相談</p> <p>②生活訓練</p> <p>③ITサポート</p> <p>④情報支援機器の貸出</p> <p>⑤日常生活用具の展示、紹介</p> <p>⑥避難行動セミナー及び災害発生時における情報支援活動</p> <p>動</p> <p>2 指定期間を通じて達成すべき成果目標</p> <p>(1)図書等の貸出数 年間80,000タイトル</p> <p>(2)生活訓練の参加者数 年間500人</p> <p>3 自主事業の実施</p> <p>指定管理者は、センターの設置目的に合致し、かつ管理運営業務の実施を妨げない範囲において、自主事業を実施することができます。</p>	<p>45点</p>	<p>1. センター事業の実施について</p> <p>(1)点字図書館事業</p> <p>視覚障がい者が望む図書を提供できるよう、点字図書等の充実を図るとともに、全国の点字図書館等との連携・協働による「サビエ図書館」に参画し、直接貸出とサビエ図書館の長所を生かしたサービスの提供を図ります。また、利用者のニーズに応え、プライベートサービス、レファレンスサービスの向上を図ります。</p> <p>(2)点訳・音訳ボランティア等の育成・支援事業</p> <p>点訳・音訳ボランティアの育成を図るとともに、スキルアップのための指導者研修会等を行います。</p> <p>(3)生活相談及び訓練事業等</p> <p>①視覚障がい者の就職、結婚等の生活相談に応じるとともに、個別または集団で必要な助言及び指導を行います。</p> <p>②視覚障がい者の日常生活及び社会生活における適応性を確保するため、個別指導または講習会等の方法により、生活訓練・指導を行います。</p> <p>2 図書貸出増加について</p> <p>利用者アンケートなどにより、利用者の読みたい本やトレンドを把握し、点訳・音訳に反映させるとともに、「図書だより」を年6回以上発行し、情報の提供に努めます。</p> <p>3 利用者の声の把握、管理運営への反映方策</p> <p>定期的なアンケートやご意見箱による意見・要望等について支援センター内で情報共有するとともに、県と共同して課題の早期解決、サービスの充実・改善につなげます。</p> <p>4 成果目標・達成目標</p> <p>(1)成果目標</p> <p>①貸出タイトル数 80,000タイトル</p> <p>②生活訓練の参加者数 500人</p> <p>(2)達成目標(自主目標)</p> <p>①図書製作・編集数 年300タイトル</p> <p>②図書だより発行 年6回以上 等</p>	<p>32点</p> <p>サビエ図書館(視覚障がい者専用のネットワークサービス)と直接貸出のそれぞれの長所を生かした貸出などにより、利用者のニーズに応じた点字図書館事業が期待できる。</p> <p>また、生活訓練事業において、専門性の高い訓練を実施するとともに、訓練場所を利用者の希望にあわせるなど、ニーズに応じた専門的な訓練の実施が期待できる。</p> <p>なお、次期指定管理の成果目標については、今期の指定管理の実績よりも高く設定されているので、着実に達成できるよう、努力する必要がある。</p>
<p>4 事業計画の内容が、施設等の管理に係る経費の節減を図るものであること</p> <p>①施設の管理にかかる経費の節減</p> <p>ア 具体的な経費節減の計画があり実行可能な内容か</p> <p>イ 事業を積極的に受託し、経費節減につなげているか</p>	<p>1 指定管理に係る指定管理料</p> <p>県が指定期間中に支払う施設の管理に要する経費の総額は、次に示す額を上限とします。</p> <p>指定管理料の額 230,915千円(5年間)</p> <p>(内訳)各年度における指定管理料概算額</p> <p>平成28年度 46,183千円</p> <p>平成29年度 46,183千円</p> <p>平成30年度 46,183千円</p> <p>平成31年度 46,183千円</p> <p>平成32年度 46,183千円</p>	<p>10点</p>	<p>1 収支計画の積算の考え方</p> <p>人件費については、平成28年度から常勤職員の1名増で積算しています。指定管理期間のうち、後半年度は、定期昇給等による人件費の増などが予測されるので、備品の調達等を前半年度内に極力行うこととし、年度ごとの収支の均衡を図ります。</p> <p>2 コスト削減の考え方</p> <p>職員配置の適正化、職員の資質向上などにより、業務の効率化を図ります。物品調達においては、競争を原則とし、また、在庫管理の徹底、職員一人ひとりのコスト意識の徹底を図るとともに、節電、節水などに努めます。</p>	<p>7点</p> <p>経費の節減を図りながら、年度ごとの収支の均衡が図られる収支計画となっており、適切な施設運営が期待できる。</p>

審査基準	県が求めた水準	配点	主な提案内容		特記事項 (審査コメント等)
			(福)三重県視覚障害者協会		
5 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政基盤を有していること	1 身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準 点字図書館に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。 (1)施設長 1人 (2)司書 1人以上 (3)点字指導員 1人以上 (4)貸出閲覧員又は情報支援員 1人以上 (5)校正員又は音声訳指導員 1人以上	20点	1 運営体制及び組織 センターの設置目的や役割を達成するため、下記の職員を配置します。なお、業務の効率化等の観点から、「音声指導員」と「司書」は兼務とするとともに、業務の高度化に対応するため、貸出閲覧員のうち1名については、常勤職員とします。 常勤職員:所長1名、次長1名、点字指導員1名、司書・音声指導員1名、貸出閲覧員1名 非常勤職員:貸出閲覧員2名、生活訓練担当1名、IT指導担当1名 2 人材育成・研修 日常の業務を通じて生じる課題について、情報を共有し、集団あるいは個別の対話により分析・解決を図るなど、日々職員の職務遂行能力の向上に努めます。 また、センター業務に求められる能力のアップを図るため、積極的に外部の研修会に参加を促し資質向上を図るとともに、各種研修会に企画立案・運営など主体的に関わり役割を果たします。	15.8点	点字図書館の運営に必要な人員が配置されるとともに、業務の高度化に対応するため常勤職員の配置を増やすなど、適切な施設運営ができる提案となっている。 また、職員間の情報共有や研修会への参加などにより、職員の資質向上が図られる提案となっており、施設の安定した管理が期待できる。
①管理体制の確保 ア 専門職員の確保など適切な組織体制、責任体制が確保されているか イ 職員の人材育成、研修計画は適切なものとなっているか					
②経営能力 ア 安定的な運営ができる経営的基盤となっているか イ 施設の管理運営にかかる実績があるか					
総合審査結果		100点		73.0点	

第1順位となった団体の名称等

団体の名称等	三重県津市桜橋2丁目130番地 社会福祉法人三重県視覚障害者協会 会長 内田 順朗
選定委員会の講評	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がい者が会員である法人の特性を生かすとともに、利用者の利便性を考慮した土曜日の開館など、視覚障がい者のニーズに応じた施設運営が期待できる。 ・災害時を想定した訓練を行う際には、建物の老朽化を考慮した訓練を実施する必要がある。 ・サビエ図書館（視覚障がい者専用のネットワークサービス）と直接貸出のそれぞれの長所を生かした貸出などにより、利用者のニーズに応じた点字図書館事業が期待できる。 ・生活訓練事業において、専門性の高い訓練を実施するとともに、訓練場所を利用者の希望にあわせるなど、ニーズに応じた専門的な訓練の実施が期待できる。 ・次期指定管理の成果目標は、今期の指定管理の実績よりも高く設定されているので、達成に向け、努力されたい。 ・業務の高度化に対応するため常勤職員の配置を増やすなど、適切な施設運営ができる提案となっている。 <p>以上のことなどから、平成28年4月より、県の運営方針に沿い、適切な三重県視覚障害者支援センターの運営が実施されると選定委員会は判断した。</p>

提案内容及び審査の概要

みえこどもの城

審査基準	県が求めた水準	配点	主な提案内容		特記事項(審査コメント等)
			公益財団法人 三重こどもわかもの育成財団		
1 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保できるものであること	<p>・みえこどもの城は、児童の健全育成及び児童に対する科学知識の普及を図ることを目的に、児童福祉法に基づく児童厚生施設として、児童に健全な遊び、体験及び交流の場を与えてその健康を増進し情操を豊かにするとともに、地域の児童館の拠点となる施設として、三重県の児童健全育成の中核を担う複合施設として設置しています。</p> <p>・みえこどもの城の運営にあたっては、子どもの発達段階に応じた事業を行うとともに、様々な主体と連携して、子どもや子育て家庭の多様なニーズに対応できるよう、高い企画力をもって進めてください。</p> <p>・県が求める成果目標は、次の3つです。 ①年間総利用者数 毎年度 20万人 ②児童健全育成拠点事業の実施回数 毎年度 90回以上 ③利用者の満足度 5段階評価で4以上の評価を、毎年度80%以上の方から得る。</p> <p>・みえこどもの城の管理運営業務を行うにあたっては、関係法令等を遵守してください。</p>	40点	<p>・みえこどもの城の管理運営にあたっては、「子どもたちの豊かな成長を願って地域社会の皆様とともに歩む施設運営」を総合的な基本方針とし、以下のような方針を掲げます。 ○ひとり一人の子どもの成長を後押しする細やかな配慮のもと、遊びを中心とした様々な体験の機会を提供し、自ら伸びる力を応援します。 ○潜在的な子どもを応援する大人たちの気持ちが形となるよう、みえこどもの城において多様な機会を提供します。 ○子どもの豊かな成長を願う地域社会の機運を醸成し、子どもを応援する地域社会づくりに貢献します。</p> <p>・上記の基本方針を達成するため、3つの基本目標と4つの成果目標を設定します。 基本目標1 より多くの子どもたちに笑顔とわくわく感を届け家族を元気にします。 基本目標2 多様な人々との協働により子どもや子育て家庭を応援する地域力を高めます。 基本目標3 子どもに関する情報や子どもを応援する活動の情報等の収集・発信基地となります。 成果目標1 年間総利用者数 毎年度 20万人 成果目標2 利用者の満足度 毎年度 80%以上 成果目標3 児童健全育成拠点事業の実施回数 毎年度 90回以上 成果目標4 子どもに関する情報パネル展 毎年度 5企画以上</p> <p>・申請者が設定する成果目標(平成28年度、抜粋) ドームシアター 利用者数25,000人、クライミングウォール 利用者数12,000人・選手権参加数30人、カプラ 教室実施回数12回、創作活動 企画数106企画、身体活動 ミニ運動会開催数10回・遊具コーナー利用者数28,000人、他団体との共催事業 企画数10企画、ボランティア・大学生などの企画事業 20企画、繁忙期対応特別事業 企画数2企画・体験者数10,000人、地域協働大型イベント 協賛企業・団体数50団体、県施策関連イベント・展示 企画数20企画、サテライトこどもの城 実施数3カ所、ボランティア育成 4グループ、ホームページアクセス 160,000アクセス</p> <p>・公益財団法人へ移行したこともあり、基本的なガバナンスの確保や体制づくり、運営や事業の透明性、コンプライアンスに積極的に取り組んでいます。</p>	34点	<p>・県の基本方針に基づいて、今まで以上のことをやるという姿勢は評価できる。 ・成果目標については細かくあげられている。 ・前向きで、向上しているという意欲が感じられる。</p>
① 管理運営の総合的な基本方針					
ア 管理運営の基本方針が県の基本方針と合致しているか					
イ 施設の特性や業務内容を理解しているか					
ウ 社会的弱者への配慮等、利用者の公平、公正な利用について考慮しているか					
② 成果目標と自己評価					
ア 施設運営の成果目標が適切に設定されているか					
イ 自己評価の体制及び基準は、確立されているか					
③ 企業(団体)の社会的責任					
ア 企業(団体)倫理、コンプライアンス(法令遵守)、環境管理(グリーン購入や省エネ等環境負荷削減に関する取組)への対応は適切か					

審査基準	県が求めた水準	配点	主な提案内容		
			公益財団法人 三重こどもわかもの育成財団	特記事項(審査コメント等)	
2 事業計画の内容が、みえこどもの城の効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること	・みえこどもの城のスペースを有効に利用して、子どもの健康増進、情操を豊かにすること等を目的とした遊び、体験、交流の場等の提供を事業計画として、提案してください。その際には、各種団体等との連携事業を行うなど、県民参画にも留意するとともに、リピーター等の要求に応じつつ、新規の利用客を開拓できるよう、企画展や講座等の内容・種類を工夫してください。	175点	・みえこどもの城のスペースには、①設備を活用し活用目的を絞るスペース、②名称は付されているがフレキシブルな活用ができるその他の空間、③回廊、壁面、屋外の3種類があり、①の事業の発展的展開、②・③のスペースを横断的に活用して事業の多様化と魅力度を向上させます。 A ドームシアター: プラネタリウムの投影、天文企画事業、星空シアターコンサート、講演会等 B クライミングウォール: 子ども向けのルート設定をしている県内唯一のクライミングウォール、子ども向けの体験活動、子どもクライミング選手権の開催 C プレイルーム: 8万ピースのカプラを用い、自由造形、カプラ教室、カプラ選手権大会の開催、指導者養成 D アートスペース・サイエンスルーム: クラフト・木工工作、サイエンス工作、陶芸などのほか、他団体との共催事業、地域協働型大型イベントも開催 E イベントホール: 繁忙期対応特別事業(参加型体験コーナー、なりきり体験など)、他団体との共催事業、県施策関連イベント・展示 F 舞台スペース: 音楽演奏会や創作活動、身体活動など	149.6点	・色々なスペースをいかに有効に活用していくか考えられている。 ・実現可能性について、説得力がある。 ・企画提案の積極性がある。
① こどもの城の施設及び設備を利用に供する事業	・利用者の満足度について、アンケート調査を年4回以上実施してください。				
ア スペースを有効に利用して、単に楽しいだけでなく、児童の健康増進、情操を豊かにすること等を目的とした遊び、体験、交流の場等を提供する提案となっているか	・児童の健全育成に関する調査研究、資料の収集及び情報の提供を行う事業を行ってください。				
イ 各種団体等との連携事業を行うなど、県民参画にも留意する提案となっているか。その際、親以外の違う世代の大人との交流が含まれているか	・児童の健全育成に関する講演会、研修会、講座等を開催する事業を行ってください。				
ウ リピーター等の要求に応じられるよう、企画展や講座等の内容・種類の充実を図る提案となっているか。	・地域の児童館等の運営及びこれらの相互の連携に関する指導または助言を行う事業を行ってください。				
エ 利用者の満足度についてのアンケート調査の方法、規模について、方法、規模について、適切な提案となっているか	・そのほか、児童の健全育成を図るために必要な事業を提案してください。				
② 児童の健全育成に関する調査研究、資料の収集及び情報の提供を行う事業	・毎月第3日曜日の「家庭の日」などの一層の浸透を図るための事業の実施を検討してください。				
ア 実現可能で、効果的な提案がなされているか	・みえこどもの城の利用者を増加させる方策を検討してください。				
③ 児童の健全育成に関する講演会、研修会、講座等を開催する事業	・休館日、開館時間は条例の定めがありますが、県の承認を得て変更することができます。				
ア 実現可能で、効果的な提案がなされているか					
④ 地域の児童館等の運営及びこれらの相互の連携に関する指導または助言を行う事業					
ア 県内児童館等の指導及び連絡調整等に関して適切な提案となっているか					
イ 自治会や子ども会など地域の関連団体と県内児童館等との連携イベントの関係を促進する提案となっているか					
⑤ そのほか、児童の健全育成を図るために必要な事業					
ア 企業や団体、大学、地域の自治会、青少年の育成に関係する団体等による自発的取組が展開されるような指導と、子どもの健全な育ちを支援するネットワークづくり、地域社会づくりに取り組む提案となっているか。					
⑥ 「児童健全育成拠点事業」の実施					
ア 移動児童館、地域協働事業、県内児童館とのネットワーク強化事業を、効果的、効率的に取り組む内容となっているか					
⑦ 「家庭の日」等の事業へ協力					
ア 「家庭の日」の一層の浸透を図るための事業の提案はあるか					
⑧ 利用者増加にかかる方策					
ア こどもの城の利用者を増加させる、現実的な方策が提案されているか					
⑨ こどもの城の利用料金の収入に関する業務					
ア 利用料金の考え方、料金收受の方法が示されているか。また、サービス向上や利用者の増加につながる料金設定となっているか					
⑩ 施設の利用時間・休館日					
ア 施設の利用時間や休館日の設定等は、利用者の利便性、安全性及び施設運営の効率性を考慮したものになっているか					
⑪ 来館者等に対するサービス向上につながる独自の提案					
ア こどもの城の機能を十分に活用し、利用者等に対するサービス向上につながるような提案となっているか					

審査基準	県が求めた水準	配点	主な提案内容		特記事項(審査コメント等)	
			公益財団法人 三重こどもわかもの育成財団			
3 事業計画の内容が、みえこどもの城の適切な維持管理を図ることができるものであること	<ul style="list-style-type: none"> ・関係する諸法令を遵守し、施設等を良好に維持管理してください。 ・適正かつ効果的、効率的な施設管理を実施してください。 ・実施に際しては、必要な官公署の免許、許可、認可等を受けてください。業務委託による場合には、再委託先が免許等を有していることが必要です。 ・危機管理体制を構築し、危機管理マニュアルを作成してください。 ・避難訓練を実施し、職員に対して危機に関する研修等を実施してください。 ・個人情報保護を適正に行ってください。従業員への教育等も行ってください。 ・情報公開に関する規定を整備したり、従業員への教育等も行ってください。 ・人権尊重社会の実現、男女共同参画社会の実現、持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動などの県が推進する施策に協力してください。 	70点	<ul style="list-style-type: none"> 施設の維持管理にあたっては、利用者の安全性と利便性を損なうことのないよう、外部事業者の専門性を活かし、各種法令の規定による定期点検等を的確に実施するとともに、快適な環境の維持、保安警備体制、プラネタリウム等の設備にかかる保守点検についても適切に対応します。また、施設設備の日常的な点検についても委託事業者との連携、情報共有を密にして取り組みます。 安全かつ快適な施設管理のために講じる方策は、次のとおりです。 ・外部事業者の専門性を活かして維持管理を行います。委託先は必要な免許や許可などを有していることを条件とし、競争入札等により選定するとともに、適切な契約・執行を行います。 ・電力・水道・ガスなどの需給状況の把握、機器の運転記録の作成により適正な管理を行います。 ・施設の状態について、職員・委託業者がチェックを行い、不具合箇所等の早期発見・早期対応に努めます。担当者による点検を毎日実施します。 ・警備関係・安全管理に関しては、専門事業者との委託契約により基本的な危機管理対策をとるとともに、施設管理者として、毎日の定期的巡視や幹部職員の不不在が無にする勤務シフト、公園管理事務所との連携などの対策を行います。 ・施設の破損や危険箇所の早期発見、早期対応のため、職員が日常的な点検を欠かしません。 ・危機管理対策については、危機の種類ごとに発生時の対応を定めて、未然防止策をとり、想定した訓練をします。 ・個人情報保護については、県の個人情報保護条例を遵守し、実施要領により管理を徹底します。パスワードの管理などについて特に徹底して日々の業務を遂行します。 ・情報公開については、実施要領を策定済みであり、関係法令の遵守、諸活動の説明責任、職員への研修、適切な手続きによる公開などを適切に対応します。 ・県の施策やその動向について、組織・職員として理解を深め、組織的な取組として実践するほか、みえこどもの城において実施する事業の中で子どもや家族の理解促進を図ります。 		58.8点	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の維持について、適切に考えられている。 ・来場者への配慮についてきめ細かく提案されている。
① 維持管理業務全般の基本的な考え及び管理の方法						
ア 維持管理業務は管理基準を達成し、現在の維持管理レベルを保つものか。						
イ 施設の維持管理に係る効率的で安定的な取組(コスト削減・省エネ対策・老朽化対策等)は提案されているか						
② 利用者の安全確保策、事故防止策、危険箇所等の早期発見及びその措置						
ア 利用者の安全確保、事故防止策は、具体的で効果的なものか						
イ 危険箇所・破損箇所・不良箇所の発見やその措置は、適切な提案となっているか、設備・器具の安全な取扱についてどう考えているか						
③ 緊急時・事故発生時の対応等危機管理体制						
ア 緊急時・事故発生時における危機管理対応は、適切な提案となっているか						
イ 緊急事態を想定した研修や訓練等の対策は適切に提案されているか						
④ 個人情報保護						
ア 個人情報保護を適正に行う体制がとられているか。従業員への教育、研修方法は適切な提案となっているか						
⑤ 情報公開						
ア 情報公開を積極的に行う体制がとられているか。従業員への教育、研修方法は適切な提案となっているか						
⑥ 県が推進する施策に準拠する管理運営						
ア 少子化対策の推進、人権尊重社会の実現、男女共同参画社会の実現、持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動、ユニバーサルデザインのまちづくり、次世代育成支援、地震防災対策、障害者就労施設等からの優先的な調達など、県の施策に配慮した提案となっているか						

審査基準	県が求めた水準	配点	主な提案内容		特記事項(審査コメント等)
			公益財団法人 三重こどもわかもの育成財団		
<p>4 事業計画の内容が、みえこどもの城の施設等の管理に係る経費の節減を図るものであること</p> <p>① 収支計画の積算の考え方</p> <p>ア 収入・支出の積算と提案事業内容との整合性が図られているか</p> <p>イ 提案された事業が、十分実施できる収支計画となっているか</p> <p>② コスト削減の考え方</p> <p>ア 県費負担削減につながっているか。</p> <p>イ 実効性があり、かつ創意工夫がある経費の効率化方策が提案されているか</p>	<p>指定期間中に支払う指定管理料の総額は、次に示す額を上限とします。 指定管理料の額674,765千円以内 (5年間、消費税及び地方消費税を含む。) (内訳)各年度の指定管理料の概算 平成28年度 133,857千円 平成29年度 135,227千円 平成30年度 135,227千円 平成31年度 135,227千円 平成32年度 135,227千円</p>	50点	<p>・来館者のニーズに合ったサービスの企画などにより、利用料収入を確保します。</p> <p>・人件費については総額の抑制と個々人の処遇の担保の両面から考えていく必要があります。光熱水費等需用費は節減の努力を行うポイントであり、日常の運営のなかでのこまめな節電節水の努力やイベントに使用するグッズの再利用などの徹底をより進めます。</p> <p>指定管理料総額 674,765千円 平成28年度 133,857千円 平成29年度 135,227千円 平成30年度 135,227千円 平成31年度 135,227千円 平成32年度 135,227千円</p>	41.8点	<p>・実績に基づき、実現可能な収支計画を作成していると感じた。 ・入札方式などを取り入れるなどの工夫があり、経費削減などを適切に提案されている。</p>
<p>5 指定を受けようとする者が事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること</p> <p>① 組織及び人員の確保、職員の雇用形態等</p> <p>ア 組織体制及び責任体制は明確で適切か、また事業計画が効率的に実施できる体制となっているか</p> <p>② 業務内容に応じた職員の配置、勤務ローテーション</p> <p>ア 提案事業の内容が実行できる人員配置、勤務体制となっているか</p> <p>③ 職員の人材育成の基本的な考え方、職員研修計画等</p> <p>ア 人材育成方針、研修体制が効果的かつ適切なものとなっているか</p> <p>④ これまでの児童健全育成に関する実績</p> <p>ア これまでに、児童健全育成に関する十分な取組内容等があるか</p> <p>⑤ 持続的・安定的に経営できる財政的基礎</p> <p>ア 施設を継続的・安定的に運営できる能力があるか、また施設管理の実績があるか</p>	<p>申請の資格を有する者は、指定期間中、安全円滑に施設を管理し、みえこどもの城の設置目的をより効果的・効率的に達成することのできる法人その他の団体です。</p>	55点	<p>・今後のみえこどもの城の運営には、地域との協働の視点からの取組が重要となることから、地域連携の業務を「連携推進グループ」として独立させる組織体制に変更しました。</p> <p>・業務執行体制は、事務局長(1名)、副館長兼部長(1名)、部長(1名)、総務・子ども若者育成G(5名)、こどもの城運営G(10名)、連携推進G(6名)</p> <p>・3つのグループでジョブローテーションを行い人材育成を図ります。また、年間職員研修計画、人材育成システムも実施しています。また、子どもの発達を理解する研修、技術力向上研修、児童虐待や聴覚障がいにかかる学習も行っています。</p> <p>・平成18年度以降、これまで指定管理者として県指定の目標を達成しています。</p>	48.4点	<p>・適切な研修システムが取り入れられている。 ・横断的な業務体制をとっており、高く評価する。</p>
総合審査結果		390点		332.6点	

第1順位となった団体の名称等

団体の名称等	<p>三重県松阪市立野町1291番地 公益財団法人三重こどもわかもの育成財団 理事長 太田栄子</p>
選定委員会の講評	<p>・みえこどもの城の特性や目的、役割を十分に理解した上で、これまでの管理運営の経験で培ってきたノウハウやスキルを生かしつつ、細かな成果目標があげられ、今まで以上のことやろうという意欲が見られる提案内容となっている。</p> <p>・スペースの有効活用を図るなど施設運営に意欲的である一方で、来場者への配慮や施設維持業務についても適切に考えられている。</p> <p>・過去の実績をふまえ、実現可能な収支計画を作成し、継続的・安定的な運営が期待できる内容となっている。</p> <p>・管理および事業の実施にあたる職員が適切な研修システムにより育成されるようになっていく。また、横断的な業務体制をとっており、効率的な施設運営、効果的な事業の実施が期待できる提案である。</p> <p>・現実性のある提案内容であり、指定管理者として適切である。</p>

提案内容及び審査の概要

三重県母子・父子福祉センター

審査基準	県が求めた水準	配点	主な提案内容		特記事項(審査コメント等)
			(一般財団法人)三重県母子寡婦福祉連合会		
<p>1 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保できるものであること</p> <p>① 管理運営の総合的な基本方針</p> <p>ア 管理運営の基本方針が県の基本方針と合致しているか</p> <p>イ 施設の特性や業務内容を理解しているか</p> <p>ウ 社会的弱者への配慮等、利用者の公平、公正な利用について考慮しているか</p> <p>② 成果目標と自己評価</p> <p>ア 施設運営の成果目標が適切に設定されているか</p> <p>イ 自己評価の体制及び基準は、確立されているか</p> <p>③ 企業(団体)の社会的責任</p> <p>ア 企業(団体)倫理、コンプライアンス(法令遵守)、環境管理(グリーン購入や省エネ等環境負荷削減に関する取組)への対応は適切か</p>	<p>母子・父子福祉センターは、母子及び寡婦福祉法に規定する施設として、母子家庭等に対して各種の相談に応ずるとともに、生活指導及び生業の指導を行うなど母子家庭等の福祉を総合的に増進するため設置されたものです。</p> <p>最近の厳しい経済環境から母子家庭等の就業機会の確保が極めて重要な事項となっており、母子家庭等の生活の安定、自立を促進するうえで、窓口となる機能の専門性を高め、就業支援・相談支援・生活支援等総合的に行う必要があり、その中心的役割を果たしてください。</p> <p>県が進める次世代育成支援等の諸施策に、協力いただくとともに、母子・父子福祉センターの管理運営にあたっては、関係諸法令を遵守してください。</p> <p>県が求める成果目標は、次のとおりです。(すべて毎年度ごと)</p> <p>ア ひとり親家庭情報交換会開催回数:5回</p> <p>イ 就業実績:30件</p> <p>ウ 相談(就業・生活等)件数:300件</p> <p>エ 就業支援講習会参加者数:60人</p> <p>オ 母子・父子自立支援員研修回数:3回</p>	45点	<p>一般財団法人三重県母子寡婦福祉連合会は、母子寡婦の福祉向上を目的とした福祉団体で、設立65年余年の歴史を誇っており、当連合会が持つ知識や永年培った豊富な経験等を有効・効果的に活用することにより、母子・父子福祉センターの効用を最大限に発揮し、もって母子家庭等へのサービス向上及び経費の削減を図るとともに、県が目指す施策の実現に寄与できるものと考えます。</p> <p>達成すべき成果目標は、次のとおりです。</p> <p>ア ひとり親家庭情報交換会開催回数:5回</p> <p>イ 就業実績:30件</p> <p>ウ 相談(就業・生活等)件数:300件</p> <p>エ 就業支援講習会参加者数:60人</p> <p>オ 母子・父子自立支援員研修回数:3回</p> <p>毎年度、成果目標に対する実施方法の検討を行った上で実施し、実施後に「成果目標に対する実績」を表して自己評価します。次年度については、施設利用者アンケートも参考にしながら、「今後の取組方針」の見直し並びに「成果目標」につなげたいと考えています。</p> <p>常に清潔な管理を目指し、職員にも周知徹底を図り、グリーン購入や電気等の効率的な利用、廃棄物の発生抑制とリサイクルの推進等、省エネ等環境負荷の軽減に努めます。</p>	34.6点	<p>センターが行うべき業務について県が求める水準を満たしている。</p> <p>しかし、前年の就業実績が3件と少なく、目標達成のため、新たな工夫を行い、取り組んでいただきたい。</p>
<p>2 事業計画の内容が、母子・父子福祉センターの適切な維持管理を図ることができるものであること</p> <p>① 維持管理業務全般の基本的な考え方及び管理の方法</p> <p>ア 施設の維持管理に係る効率的で安定的な取組は提案されているか</p> <p>② 利用者の安全確保策、事故防止策及びその措置</p> <p>ア 利用者の安全確保、事故防止策は、具体的に効果的なものか</p> <p>③ 緊急時・事故発生時の対応等危機管理体制</p> <p>ア 緊急時・事故発生時における危機管理対応は、適切な提案がなされているか</p> <p>④ 個人情報保護、情報公開</p> <p>ア 個人情報保護、情報公開を積極的に行う体制がとられているか。職員への教育、研修方法は適切な提案がなされているか</p> <p>⑤ 県が推進する施策に準拠する管理運営</p> <p>ア 人権尊重社会の実現、男女共同参画社会の実現、持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動、ユニバーサルデザインのまちづくり、次世代育成支援、地震防災対策、障害者就労施設等からの優先的な調達など、県の施策に配慮した提案となっているか</p>	<p>関係する諸法令を遵守し、施設等を良好に維持管理してください。</p> <p>適正かつ効果的、効率的な施設管理を実施してください。</p> <p>危機管理体制を構築し、危機管理マニュアルを作成してください。</p> <p>避難訓練を実施し、職員に対して危機に関する研修等を実施してください。</p> <p>個人情報保護を適切に実施してください。</p> <p>情報公開に関する規定を整備する等、情報公開に対応してください。</p> <p>県が推進する持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動等の諸施策に、協力ください。</p>	30点	<p>管理運営に当たっては、三重県母子・父子福祉センター条例を始めとする関係法令を遵守し、施設の日常点検と修繕箇所の早期発見に努めるとともに、三重県母子・父子福祉センター危機管理マニュアルを徹底し、安全確保の増進に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開館時間は、平日の9時から17時まで及び第1・第3日曜日の9時30分から17時までとし、資料等実費相当額が必要な場合を除き、利用料金は無料とします。 ・「危機管理マニュアル」等の徹底と個人情報の適切な管理、積極的な情報公開に努めます。 ・人権尊重社会の実現、男女共同参画社会の実現等、県が推進する施策に配慮した管理運営を行います。 ・三重県母子・父子福祉センター条例を始めとする関係法令を遵守し、センターの適切な管理に努めます。 ・暴力団等による不当介入を断固として拒否するとともに、不当介入及び妨害を受けた場合には警察に通報するなど適切な対応に努めます。 <p>三重県個人情報保護条例を遵守するとともに、当連合会が策定した個人情報保護取扱要領に基づき、個人情報が適切に保護されるよう配慮し、センターの管理に関して知り得た情報を漏らしたり、又は不当な目的には使用しません。</p> <p>また、三重県情報公開条例の趣旨の通り、センターの管理に関して保有する情報について、積極的に公開するように努めます。職員への教育、研修については、県が行う研修等に積極的に参加させ、知識習得に努めます。</p> <p>人権尊重社会の実現、男女共同参画社会の実現などの施策を推進するため、関係課等からの情報を得ながら、県の施策に沿った事業になっているかを常にチェックしながら事業展開を図るように努めます。</p>	21.6点	<p>安全管理や個人情報の取扱については危機管理マニュアルや個人情報保護取扱要領に基づき対応するとの提案内容であるが、危機管理、個人情報管理が厳しく求められている中、特に個人情報の管理を徹底して行っていただきたい。</p>

審査基準	県が求めた水準	配点	主な提案内容 (一般財団法人)三重県母子寡婦福祉連合会		特記事項(審査コメント等)
3 事業計画の内容が、母子・父子福祉センターの効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること	業務の実施に当たって、実施日数・回数は総合的に勘案し事業計画を立案してください。 母子家庭等の生活全般にわたる問題について、相談に応じることができる事業を行ってください。 母子家庭等に対し、経済的に自立が促進できるような事業を行ってください。 母子家庭等に対し、求人の開拓を行うなど、就業を支援する事業を行ってください。 母子・父子福祉センターを利用する者の児童に対し、必要な保育を行ってください。 母子家庭等の生活の向上を図るための講習会、講演会等を開催してください。 このほか母子家庭等の福祉を向上させるために必要な事業を行ってください。	140点	<ul style="list-style-type: none"> 各種相談に応じます。・親権や養育費、金銭の貸借等、法的な問題については、弁護士による法律相談を実施します。 ・母子・父子自立支援員やひとり親家庭福祉協力員の資質向上を図るための研修を実施します。 ・母子家庭の母等又はその子女が行う事業に関し、その経営に必要な相談に応じます。 ・介護職員初任者研修や医療事務の資格取得のため、養成機関が実施する講座に母子家庭等の枠を設け、技能習得させます。 ・無料職業紹介所を通じて職業紹介を行います。地元企業への訪問活動や情報収集等を行い、ひとり親家庭等に対して求人開拓できる就業相談員を配置します。 ・就労情報等を収集して、ホームページに掲載するとともに求職登録者に携帯メール等を利用しての情報提供を行います。 ・ひとり親家庭の父又は母の教養を高めるため、文化教養講習会や親子料理教室を開催するとともに、情報交換会を開催します。 ・センター事業に参加している間の保育は、ひとり親家庭等日常生活支援事業を利用した託児を行います。 ①文化教養講習会:母子家庭等の親同士の交流や教養を身につけさせることで、日頃、仕事や育児等で生活に追われている親に潤いを感じていただきます。内容:午前車座又は膝を付き合わせた形での親同士の交流、午後教養講座、自然観察、メイク講習、着付け教室、パーソナルカラー、絵手紙、パッチワーク等 ②ひとり親家庭親子料理教室:ひとり親家庭の母子又は父子の親子のふれあいと、ひとり親家庭の交流を図ります。内容:作り方講習 ・寡婦によるひとり親家庭困りごと相談を実施します。 ひとり親家庭の父母とその親との同居は少なく、ひとり親家庭の父母自体の「親子の絆」が希薄になっており、それに加えて生活苦が一層問題を複雑にし、子どもにも大きな影響を及ぼしていると考えられます。また、ひとり親家庭の中には、生活に追われ、市町の広報誌を入手できない人や入手できても見ない人がおり、それらの人々に有益な情報をいかにして確実に届けるかを課題として捉え、寡婦は、母子家庭等の悩みを人一倍身近に感じており、世代間の溝を埋める意味でも寡婦を活用した「ひとり親家庭困りごと相談」事業を実施します。 	109.4点	実現可能で母子・父子福祉センターの業務として必要な提案内容であった。 就職相談員を増員配置など一定の評価ができる。 また、ひとり親家庭に対し、様々な交流会事業を実施しているのも評価できる。 事業の周知が重要であり、効果的な広報手法により取り組んでいただきたい。
① 母子家庭等の生活全般にわたる問題について、相談に応ずる事業					
ア 実現可能で、効果的な提案がなされているか					
② 母子家庭等に対し、生業を指導し、又は技能を習得させる事業					
ア 実現可能で、効果的な提案がなされているか					
③ 母子家庭等に対し、求人開拓を行うなど、就業を支援する事業					
ア 実現可能で、効果的な提案がなされているか					
④ 母子・父子福祉センターを利用する者の児童に対し、必要な保育をすること					
ア 実現可能で、効果的な提案がなされているか					
⑤ 母子家庭等の生活の向上を図るための講習会、講演会等を開催する事業					
ア 実現可能で、効果的な提案がなされているか					
⑥ 前各号に掲げるもののほか、母子・父子福祉センターの効用を最大限発揮するために必要な事業					
ア 実現可能で、効果的な提案がなされているか					

審査基準	県が求めた水準	配点	主な提案内容		特記事項(審査コメント等)
			(一般財団法人)三重県母子寡婦福祉連合会		
4 事業計画の内容が、母子・父子福祉センターの施設等の管理に係る経費の節減を図るものであること	指定期間中に支払う指定管理料の総額は、次に示す額を上限とします。 指定管理料の額65,000千円以内 (5年間、消費税及び地方消費税を含む。) (内訳)各年度の指定管理料の概算 平成28年度 13,000千円 平成29年度 13,000千円 平成30年度 13,000千円 平成31年度 13,000千円 平成32年度 13,000千円	40点	事業の計画段階で、県や市町段階での母子寡婦福祉団体の会議等を通じて母子家庭等の直近のニーズの把握が出来、実施にあたっては、これらの会議等を通じ広報周知を図り、会員の労力提供等を受けるなどにより、コスト削減に積極的に取り組みます。 指定管理料総額 64,850千円 平成28年度 12,970千円 平成29年度 12,970千円 平成30年度 12,970千円 平成31年度 12,970千円 平成32年度 12,970千円	30.0点	収支の整合はとれている。
① 収支計画の積算の考え方 ア 収入・支出の積算と提案事業内容との整合性が図られているか イ 提案された事業が、十分実施できる収支計画となっているか					
② コスト削減の考え方 ア 県費負担削減につながっているか イ 実効性があり、かつ創意工夫がある経費の効率化方策が提案されているか					
5 指定を受けようとする者が事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること	申請の資格を有する者は、指定期間中、安全円滑に施設を管理し、母子・父子福祉センターの設置目的をより効率的・効果的に達成することのできる法人その他の団体です。	45点	・職員の資質はいずれも高く、効率よく業務を遂行することにより、最少人数で安定した管理を行います。 ・センター業務に従事する職員は、センター長である理事長を含め5人で、常用雇用4人、非常勤1名。 ・設立以降65年、種々な事業を展開してきており、当連合会が実施する事業そのものが、母子家庭等への支援事業であると考えています。 ・当連合会が行っている生計維持困難な母子家庭等に対する貸付金事業(社会福祉法第2条第2項第7号に規定する第1種社会福祉事業)を実施しています。 ・ひとり親家庭等日常生活支援事業(同法第2条第3項第3号に規定する第2種社会福祉事業)を受託実施しています。 ・当連合会は、平成19年2月に厚生労働省から職業紹介所の事業認可を受け無料職業紹介を行っており、これまで多くの母子家庭の母及び寡婦の就職につなげています。 ・以上の事業を行っている団体は、他にはありません。 ・今後とも、経費節減に努めるとともに、母子家庭等の把握等の壁はあるものの、会員を増加させ、持続的で安定的な経営基盤を確立させ、ひとり親家庭の支援を行います。	34.8点	これまでの母子家庭等への支援実績もあり、組織としてしっかりしており、安定的な運営が期待できる。
① 組織及び人員の確保、職員の雇用形態等 ア 事業計画書に沿った管理運営を行える人員の確保、組織体制及び責任体制が適切なものとなっているか					
② 職員の人材育成の基本的な考え方、職員研修計画等 ア 人材育成方針、研修体制が効果的かつ適切なものとなっているか					
③ これまでのひとり親家庭等への支援に関する実績 ア これまでに、ひとり親家庭等への支援に関する十分な取組内容等があるか					
④ 持続的・安定的に経営できる財政的基礎 ア 施設を継続的・安定的に運営できる能力があるか、また施設管理の実績があるか					
総合審査結果		300点		230.4点	

第1順位となった団体の名称等

団体の名称等	三重県津市桜橋2丁目131番地 一般財団法人三重県母子寡婦福祉連合会 理事長 北野 好美
選定委員会の講評	・実現可能で母子・父子福祉センターの業務として必要な提案内容であった。 ・事業の周知が重要であり、効果的な広報手法により取り組んでいただきたい。 ・安心と信頼をもって相談できるということが一番大切である。信頼できる窓口を心がけ、取り組んでいただきたい。 ・現実性のある提案内容であり、指定管理者として適切である。

みえ県民カビジョン 第二次行動計画

(仮称)

《最終案》

(健康福祉部関係分)

平成 27 年 11 月

三 重 県

目次（施策体系）

（健康福祉部担当施策）

	政策	施策	別冊頁
I 「守る」 命と暮らしの安全・安心を 実感できるために	1 防災・減災	111 災害から地域を守る人づくり	
		112 防災・減災対策を進める体制づくり	
		113 治山・治水・海岸保全の推進	
	2 命を守る	121 地域医療提供体制の確保	1
		122 介護の基盤整備と人材の育成・確保	5
		123 がん対策の推進	7
		124 こころと身体健康対策の推進	9
	3 共生の福祉社会	131 障がい者の自立と共生	11
		132 支え合いの福祉社会づくり	15
	4 暮らしの安全を守る	141 犯罪に強いまちづくり	
		142 交通事故ゼロ、飲酒運転0（ゼロ）をめざす安全なまちづくり	
		143 消費生活の安全の確保	
		144 薬物乱用防止と動物愛護の推進等	19
		145 食の安全・安心の確保	21
		146 感染症の予防と拡大防止対策の推進	23
		147 獣害対策の推進	
	5 環境を守る	151 地球温暖化対策の推進	
152 廃棄物総合対策の推進			
153 豊かな自然環境の保全と活用			
154 大気・水環境の保全			

	政策	施策	別冊頁
II 「創る」 人と地域の夢や希望を 実感できるために	1 人権の尊重と多様性を認め合う社会	211 人権が尊重される社会づくり	
		212 あらゆる分野における女性活躍の推進	
		213 多文化共生社会づくり	
	2 学びの充実	221 夢や希望をかなえる学力と社会参画力の育成	
		222 人・自然の中で伸びゆく豊かな心の育成	
		223 健やかに生きていくための身体の育成	
		224 自立と社会参画をめざした特別支援教育の推進	
		225 笑顔あふれる安全で安心な教育環境づくり	
		226 地域に開かれ信頼される学校づくり	
		227 地域と若者の未来を拓く高等教育機関の充実	
		228 文化と生涯学習の振興	

	3 希望がかなう少子化対策の推進	231	少子化対策を進めるための環境づくり	25
		232	結婚・妊娠・出産の支援	29
		233	子育て支援と家庭・幼児教育の充実	31
		234	児童虐待の防止と社会的養護の推進	33
	4 スポーツの推進	241	競技スポーツの推進	
		242	地域スポーツと障がい者スポーツの推進	
	5 地域の活力の向上	251	南部地域の活性化	
		252	東紀州地域の活性化	
		253	中山間地域・農山漁村の振興	
		254	移住の促進	
		255	協創のネットワークづくり	
		256	市町との連携による地域活性化	

	政策	施策	別冊頁	
Ⅲ 「拓く」 強みを生かした経済の躍動を実感できるために	1 農林水産業	311	農林水産業のイノベーションを支える人材育成と新たな価値の創出	
		312	農業の振興	
		313	林業の振興と森林づくり	
		314	水産業の振興	
	2 強じんて多様な産業	321	中小企業・小規模企業の振興	
		322	ものづくり・成長産業の振興	
		323	「食」の産業振興	
		324	地域エネルギー力の向上	
		325	戦略的な企業誘致の推進と県内再投資の促進	
	3 世界に開かれた三重	331	国際展開の推進	
		332	観光の産業化と海外誘客の促進	
		333	三重の戦略的な営業活動	
	4 雇用の確保と多様な働き方	341	次代を担う若者の就労支援	
		342	多様な働き方の推進	
	5 安心と活力を生み出す基盤	351	道路網・港湾整備の推進	
		352	公共交通の確保と活用	
		353	安全で快適な住まいまちづくり	
		354	水資源の確保と土地の計画的な利用	

施策121 地域医療提供体制の確保

県民の皆さんとめざす姿

県内の全ての地域において、急性期の医療から、回復期、慢性期、在宅医療に至るまでの一連のサービスを提供するとともに、医師や看護師等の医療従事者の確保や、地域間、診療科目間等の医師の偏在解消が行われることと合わせて、県民一人ひとりが医療機関を適切に受診することで、必要なときに安心して質の高い医療サービスを受けられる環境が整っています。

現状と課題

- いわゆる「団塊の世代」が全て75歳以上となる平成37(2025)年に向けて、地域において必要となる医療提供体制を確保するため、病床の機能分化・連携を進め、地域医療構想の実現に取り組んでいく必要があります。
- 医師の地域偏在等の解消及び看護師等の不足解消が課題となっていることから、地域医療に従事する医師の育成と定着促進や看護師等の確保・定着を図る必要があります。
- 救急搬送患者が増加する中、救急医療への対応に困難な状況がみられるため、救急医療体制を確保する必要があります。また、「過疎地域自立促進特別措置法」等の指定地域においては、医療の提供が困難な状況にあるため、へき地等における医療提供体制を維持・確保する必要があります。さらに、リスクの高い妊産婦や低出生体重児の増加等に対応するため、安心して産み育てる環境づくりを進める必要があります。
- 医療機関の機能分化・連携を進めていく一方で、安全・安心な医療を確保するため、県内医療機関の医療安全体制の強化を図っていく必要があります。
- こころの医療センター、一志病院および志摩病院においては、地域医療構想など病院を取り巻く状況をふまえながら、県立病院に求められる役割を適切に担っていくとともに、より一層健全な病院経営に努めていく必要があります。
- 平成30(2018)年度から、県が財政運営など国民健康保険運営の中心的な役割を担っていくことをふまえ、被保険者や市町に不安や混乱が生じないように市町や関係団体と十分協議しながら進めていく必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

誰もが住み慣れた地域で、安心して必要な医療を受けられる体制の確保ができるよう、県民一人ひとりが医療提供体制に関する理解を深め、適切な受療行動を行うことを通じ、県民の皆さんと共に、地域の実情に応じた医療提供体制を構築するとともに、合わせて在宅医療、地域包括ケアシステムとの連携を進めます。

取組方向

- 地域医療構想の実現に向けて、医療機関の自主的な取組および医療機関相互の協議を進めるとともに、地域医療介護総合確保基金を有効に活用し、病床の機能分化・連携の推進、在宅医療提供体制の充実を図ります。
- 医師の地域偏在の解消に向けて、医師のキャリア形成支援と医師不足病院の医師確保支援を一体的に取り組むことなどにより、特に若手医師の確保・定着に重点的に取組を進めます。また、看護師等の確保・定着に向けて、県内看護系大学への地域枠拡大の働きかけや潜在看護職員の復職支援などに取り組めます。
- 救急医療体制を確保するため、県民の適切な受診行動の促進、病院前救護体制の充実、初期・二次・三次救急医療体制の充実に取り組めます。また、へき地等の医療提供体制の維持・確保に取り組むとともに、安心して産み育てる環境づくりを進めるため、周産期医療における医療機関の機能分担、連携体制の構築、療育・療養支援体制の充実等に取り組めます。
- 県内医療機関の医療安全体制の整備を促進するとともに、医療相談窓口における相談対応や医療機関への立入検査等を引き続き実施します。
- 県立病院では良質で満足度の高い医療サービスの提供を図っていくとともに、適切な経営計画に基づく健全な病院経営を進めます。また、志摩病院の指定管理者に対して適切な指導監督を行います。
- 「三重県国民健康保険広域化等支援方針」に基づき、引き続き市町を支援するとともに、県に設置する「国保運営協議会」において国民健康保険運営方針を策定し、国民健康保険の財政運営の都道府県化を円滑に進めていきます。

平成31年度末での到達目標

病床の機能分化・連携、医療従事者の確保等、地域の医療提供体制の整備を進めるとともに、県民の皆さんとの将来のあるべき医療提供体制の共有に向けた取組を通じ、地域の医療提供体制に対する県民の安心度が高まっています。

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
地域医療安心度指数	(調査中)	(検討中)	地域医療に対する安心感を構成する重要な要素と考える、医療へのアクセスのしやすさ、かかりつけ医の有無、地域医療に対する理解度の3つの項目の複合指標(県民へのアンケート結果について、重み付け(アクセスのしやすさ0.5、かかりつけ医の有無0.25、地域医療に対する理解度0.25)した合計値)

主な取組内容

(基本事業)

県の活動指標

目標項目	現状値	目標値
12101 地域医療構想の実現 (主担当：健康福祉部医療対策局医務国保課) 地域医療構想の実現に向け、医療機関相互の協議の場(地域医療構想調整会議)を継続的に開催するとともに、地域において不足する機能を担う病床や在宅医療体制の整備支援等を進めます。	地域医療構想の達成度	0% 28.0%
【目標項目の説明】 地域医療構想で定めた平成37(2025)年の必要病床数達成の進捗度と、在宅医療提供体制の整備度の複合指標(平成37年に100%達成させることをめざして目標設定)		
12102 医療分野の人材確保 (主担当：健康福祉部医療対策局地域医療推進課) 県内の医師不足・偏在の解消に向け、地域医療支援センターにおける三重専門医研修プログラムを活用した若手医師のキャリア支援や医師不足病院の医師確保支援を一体的に取り組み、医師確保対策を総合的に進めます。 また、県内の看護職員の不足解消に向け、県内看護系大学への地域枠拡大の働きかけなど「人材確保対策」「定着促進対策」「資質向上対策」「助産師確保対策」の4つの視点から総合的に看護職員確保対策に取り組みます。	県内の病院で後期臨床研修を受ける医師数  県内看護系大学卒業者の県内就業数 	206人 (26年度) 243人 (30年度) 159人 231人
【目標項目の説明】 県内の臨床研修病院等で後期臨床研修を受けている医師数 県内看護系大学卒業者のうち、県内の医療機関等に就業した看護職員数		
12103 救急医療等の確保 (主担当：健康福祉部医療対策局地域医療推進課) ドクターヘリの運航や救命救急センター・二次救急医療機関等への支援、県民への啓発活動、へき地医療拠点病院・へき地診療所、周産期母子医療センター等への支援、小児在宅医療を推進する関係機関への支援等に取り組みます。	救急医療情報システムに参加する時間外診療可能医療機関数	634機関 (26年度) 704機関
【目標項目の説明】 三重県救急医療情報システムに参加し、時間外診療を行う医療機関数		
12104 医療安全体制の確保 (主担当：健康福祉部医療対策局医務国保課) 県内医療機関の医療安全体制の整備に対して必要な支援を行うとともに、医療相談窓口における相談対応や医療機関への立入検査等を継続して実施します。	医療安全対策加算届出医療機関数	47機関 62機関
【目標項目の説明】 100床以上の医療機関のうち、医療安全対策加算の届出をしている医療機関数		

<p>12105 県立病院による良質で満足度の高い医療サービスの提供 (主担当：病院事業庁県立病院課)</p>	<p>県立病院患者満足度</p>	<p>(調査中)</p>	<p>(検討中)</p>
<p>医療を必要とする人に対して、各県立病院に求められる役割をふまえた良質な医療サービスを提供することにより、患者満足度の向上を図ります。</p>	<p>〔目標項目の説明〕 県立病院の患者を対象に実施するアンケートにおいて「診療に満足していますか」との設問に対する肯定的な回答の割合</p>		
<p>12106 適正な医療保険制度の確保 (主担当：健康福祉部医療対策局医務国保課)</p>	<p>県内市町の国民健康保険料の収納率</p>	<p>91.41% (26年度)</p>	<p>93.00% (30年度)</p>
<p>国民健康保険の財政の安定のために、県内市町の保険料の収納率の向上を推進するとともに、地域医療構想と整合した市町の取組を支援し、一層の医療費の適正化に取り組みます。</p>	<p>〔目標項目の説明〕 県内市町の国民健康保険料の調定額のうち、収納できた額の割合</p>		

施策 122 介護の基盤整備と人材の育成・確保

県民の皆さんとめざす姿

利用者のニーズに応じた介護サービス等が一体的に提供されるとともに、地域住民等による見守りや多様な生活支援が行われるなど、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムが構築され、高齢者が介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らしています。

現状と課題

- 高齢化の一層の進展で、要介護状態になったり認知症を発症する割合の高い 75 歳以上の高齢者の増加が見込まれるとともに、高齢者の単身世帯や夫婦のみの世帯も増加し、家庭の介護力の低下が懸念されています。
- 介護保険制度を円滑に運営し、サービスの質を向上させていくためには、介護保険制度を支える中心的な役割を担うケアマネジャーや認定調査員等の育成と資質向上が必要です。
- 介護ニーズが増加する中で、介護サービスの担い手となる介護従事者の確保が課題となっています。
- 市町とも連携し、介護基盤の整備を進めているところですが、施設サービスへのニーズが依然として高く、特別養護老人ホームの入所待機者の解消を進める必要があります。
- 重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしができるよう、まちづくり活動と連携し、それぞれの地域の特性に応じた、地域包括ケアシステムの構築が必要です。
- 認知症高齢者の増加が見込まれることから、早期からの適切な診断や対応ができるよう医療と介護の連携や、地域で本人と家族を支えるための支援体制を確立するとともに、虐待防止等の権利擁護の取組を充実させることが必要です。

新しい豊かさ・協創の視点

介護が必要になったり、認知症になっても、高齢者が安心して、可能な限り住み慣れた地域で暮らしていけるよう、元気な高齢者をはじめとする地域住民やNPOなどに多様な生活支援サービスの担い手として活躍していただくとともに、県が認知症サポーターの養成や当事者・家族の自発的な取組を支援することで、介護や認知症に対する県民の理解と支援の輪を広げ、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築を図ります。

取組方向

- 介護サービスを充実させるため、ケアマネジャー等に対する各種研修を実施するとともに、介護サービス情報の公表や苦情処理体制の整備に取り組みます。
- 介護従事者を確保するため、市町や事業者団体等とともに、元気な高齢者など未経験者の参入促進や、資質向上、労働環境の改善等に取り組みます。
- 介護度が重度で在宅生活をしている入所待機者の解消をめざして、特別養護老人ホーム等の介護基盤の整備を進めます。
- 地域包括ケアシステムの中核的な役割を担う、地域包括支援センターの機能強化を図るとともに、各地域におけるまちづくりの視点も取り入れながら、生活支援サービスの充実や、在宅医療・介護連携の取組を支援します。
- 認知症の方や家族を支援するため、啓発活動、相談体制の充実、医療・介護サービスの充実、地域での支援体制の整備に取り組みます。また、高齢者虐待を防止するため、介護関係者等に対する研修を実施するなど、権利擁護の取組を進めます。

平成 31 年度末での到達目標

施設整備や、在宅医療・介護連携の強化等により、地域包括ケアシステムの構築が進み、特別養護老人ホームへの入所待機が解消されています。

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
介護度が重度で在宅の特別養護老人ホーム入所待機者数	863 人 (26 年度)	0 人	介護度が重度で在宅の特別養護老人ホームの入所待機者数（入所を辞退した者等を除く実質的な待機者数）

主な取組内容

(基本事業)

県の活動指標

目標項目	現状値	目標値	
<p>12201 介護保険事業の円滑な運営とサービスの質の向上</p> <p>(主担当：健康福祉部長寿介護課)</p> <p>市町における介護保険事業の安定的な運営を支援するとともに、ケアマネジャーや認定調査員等の研修、介護サービス情報の公表、苦情処理体制の整備に取り組みます。</p>	主任ケアマネジャー登録者数（累計）	825 人 (26 年度)	1,057 人
<p>12202 介護従事者の確保</p> <p>(主担当：健康福祉部地域福祉課)</p> <p>求人と求職のマッチング支援やシニア世代の介護職場への就労支援等を行うとともに、市町、事業者団体、職能団体、介護事業所等が実施する参入促進、資質向上、労働環境・処遇改善の取組を支援します。</p>	県福祉人材センターにおける相談・支援による介護職場等への就職者数	662 人 (26 年度)	710 人
<p>12203 介護基盤の整備促進</p> <p>(主担当：健康福祉部長寿介護課)</p> <p>特別養護老人ホームや介護老人保健施設等の広域型介護施設の整備を進めるとともに、市町が実施する地域密着型サービス施設等の整備を支援します。</p>	特別養護老人ホーム施設整備定員数（累計）	9,643 床	10,647 床
<p>12204 在宅生活支援体制の充実</p> <p>(主担当：健康福祉部長寿介護課)</p> <p>地域包括支援センターの機能強化に向けて、各種研修や地域ケア会議へ専門職を派遣するとともに、地域における在宅医療・介護連携や生活支援サービスの整備等の取組を支援します。</p>	地域包括支援センターが開催する地域ケア会議の開催回数	305 回 (25 年度)	440 回 (30 年度)
<p>12205 認知症施策の充実</p> <p>(主担当：健康福祉部長寿介護課)</p> <p>認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る役割を担う認知症サポーターを養成するとともに、認知症の早期発見、相談窓口の充実および医療と介護の連携を強化するため、認知症サポート医の養成や認知症疾患医療センターの運営を補助します。</p>	認知症サポーター数（累計）	108,069 人 (26 年度)	175,000 人 (30 年度)

施策 123 がん対策の推進

県民の皆さんとめざす姿

がんの予防・早期発見から治療・予後までのそれぞれの段階に応じたがん対策が進み、がんにかかる人やがんで亡くなる人が減少しています。

現状と課題

- 県内のがんによる死亡者数は年間5千人を超え、県内における死亡原因の第1位であり、がんは重要な健康問題の一つとなっていることから、「三重県がん対策推進条例」に基づき、さまざまな主体が連携・協力してがん対策を推進していく必要があります。
- がんに罹患しない、あるいは罹患しても死に至らないようにするためには、生活習慣の改善などによる予防や、がん検診による早期発見に対する県民の皆さんの意識の向上を図ることが必要であり、特に児童期からがんに対する正しい知識の普及を図ることが必要です。
- 国の新たな拠点病院の整備指針を受けた県内のがん医療提供体制の再整理に合わせ、がん医療に係る施設や設備、人材の充実を図るとともに、関係機関による医療連携体制の強化が必要です。
- 「がん登録の推進に関する法律」が施行されたことに伴い、がん患者の罹患状況等の情報が多く集約できるようになるようになることから、これらのデータを積極的に活用してがん対策を進めていくことが必要です。
- 緩和ケアについては、県内各地で医師等を対象として研修を実施していますが、さらに受講者を増やす必要があります。また、患者等ががんと診断された時から適切な緩和ケアを受けられるよう、正しい知識の普及が必要です。
- がん患者およびその家族の不安、悩みを軽減するとともに、がん患者の治療と仕事の両立を支援するための相談体制や情報提供体制等の充実が必要です。

新しい豊かさ・協創の視点

がん検診の一層の向上を図ることができるよう、ソーシャルマーケティング^{※1}の手法を対象に合わせて活用し、県民の意識の向上を図るための取組を県民、NPO、企業、医療機関、市町等と連携しながら推進します。また、児童期からがんに対する正しい知識と生活習慣を身につけがん予防が図られるよう、がん教育の推進を図ります。

取組方向

- 児童期からがんに対する正しい知識を習得し、正しい生活習慣を身につけてがん予防を行うため、小中学校におけるがん教育の拡充を図ります。
- 検診効果の高い乳がん、子宮頸がん、大腸がんを重点としたがん検診の受診率向上を図るため、県民、NPO、企業、医療機関、市町等との連携により、がん検診への理解を深める取組を県民運動として実施します。また、働く世代に重点を置いた取組を行います。
- がん治療の充実を図るため、がん診療連携拠点病院をはじめとするがん治療に携わる医療機関の施設、設備等の充実を支援するとともに、三重医療安心ネットワークを活用した医療連携体制の充実を図ります。
- がん対策を効果的に推進するため、がん登録により得られた罹患率、生存率等のデータを活用し、科学的な根拠に基づく取組を推進します。また、市町、医療機関へ分析結果を情報提供します。
- 緩和ケア体制の充実のため、がん診療に携わる医師等に緩和ケア研修を引き続き実施するとともに、県民に対してがんと診断された時からの緩和ケアの有効性について普及啓発を行います。
- がん患者とその家族の不安、悩みの解消、がん患者の就労支援のための相談体制・情報提供体制の充実を図ります。

平成 31 年度末での到達目標

県民の生命と健康をがんから守るため、がんを予防し、また、がんを早期に発見し早期に適切な治療を行うことで、がんによる死亡者数が減少しています。

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
75 歳未満の人口 10 万人あたりのがんによる死亡者数（年齢調整後）	70.8 人 (26 年)	66.0 人 以下 (30 年)	国が策定した「がん対策推進基本計画」の主目標の一つであり、がんによる 75 歳未満の死亡状況について、年齢構成を調整した県の人口 10 万人あたりの死亡者数

主な取組内容

(基本事業)

県の活動指標

目標項目	現状値	目標値
<p>12301 がん予防・早期発見の推進 (主担当：健康福祉部医療対策局健康づくり課)</p> <p>がんの予防・早期発見のため、県民、NPO、企業、医療機関、市町等と協働し、乳がん、子宮頸がん、大腸がんについて、重点的に検診受診率の向上を図るとともに、がん検診の精度の向上をめざします。また、教育委員会と連携して児童期からのがん教育を推進します。</p>	<p>乳がん 33.4%</p> <p>子宮頸がん 51.6%</p> <p>大腸がん 30.0%</p> <p>(25 年度)</p>	<p>乳がん 50.0%</p> <p>子宮頸がん 50.0%</p> <p>大腸がん 40.0%</p> <p>(30 年度)</p>
<p>12302 がん医療の充実 (主担当：健康福祉部医療対策局健康づくり課)</p> <p>県内のがん患者がその居住する地域に関わらず適切ながん医療を受けられるよう、がん診療の拠点となる医療機関を指定し、小児がんを含めたがん医療提供体制の一層の充実・強化を図ります。また、がんの治療効果向上のため、医科歯科連携についても引き続き推進します。</p>	<p>がん診療連携拠点病院および三重県がん診療連携準拠点病院指定数</p> <p>6 か所</p>	<p>10 か所</p>
<p>12303 緩和ケアの推進 (主担当：健康福祉部医療対策局健康づくり課)</p> <p>がんに係る療養生活を送っているがん患者およびその家族を支援するため、療養生活の質の向上に向けて緩和ケアに係る人材育成を支援する取組を推進します。</p>	<p>がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修修了者数(累計)</p> <p>599 人 (26 年度)</p>	<p>929 人</p>
<p>12304 がん患者等への支援の充実 (主担当：健康福祉部医療対策局健康づくり課)</p> <p>がん患者やその家族の不安等を軽減するため、がんに係る相談窓口を設置するとともに、治療と仕事の両立を支援するため、社会保険労務士による就労相談、企業等への積極的な情報提供等、がん患者の就労支援についての取組を推進します。</p>	<p>がん患者等の就労について理解を得られた企業数(累計)</p> <p>232 社</p>	<p>1,192 社</p>

注 1) ソーシャルマーケティング：社会福祉の向上を目的として、行動心理学等に基づき、自発的な健康行動に影響を与えるようなマーケティング技術。

施策 124 こころと身体 の健康対策の推進

県民の皆さんとめざす姿

健康づくりから病気の予防・早期発見・治療・予後までの一連の健康対策が進み、ソーシャルキャピタル^{注1}を活用しながら、県民一人ひとりが適正な生活習慣を身につけることにより、生涯を通じて健康的な生活を送っています。また、県民の皆さんが生活習慣病や難病等の病気の時も、適切な治療や支援を受けています。

現状と課題

- 高齢化の進展に伴い、糖尿病や高血圧症、歯周病などの生活習慣病に罹患する県民が増加することが予想されることから、病気の予防や早期発見、地域包括ケアシステムを活用した取組を強化するとともに、正しい食習慣の定着をはじめ、子どもの頃からの正しい生活習慣の習得など生涯を通じた健康づくりの推進が必要です。
- むし歯のない12歳児の割合が本県は全国平均を下回る状況が続いていることから、効果的な虫歯予防対策が急務です。また、障がい者（児）や高齢者等、通常の歯科保健医療サービスを受けられない県民のニーズに対応できる体制づくりが必要です。
- 本県の自殺者数は毎年400人前後で推移しています。自殺は、失業、多重債務等の社会的要因や健康などの個人的な属性が複雑に関係し、うつ病などを発症しているケースが多いことから、総合的なうつ・自殺対策を進めることが必要です。
- 平成27（2015）年に「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づく新たな難病医療費助成制度が開始されました。法制化に伴う医療費助成対象疾病の拡大等、難病患者等に対する新制度の周知や、医療提供体制の整備等を引き続き推進していくことが必要です。

新しい豊かさ・協創の視点

県民一人ひとりが生涯を通じて健康な生活を送ることができるよう、県民の皆さんのライフステージに応じた取組を行うことが必要であり、住民どうしのつながりが強い地域では、健康づくりの取組が継続し、健康の維持や健康寿命の延伸につながると考えられることから、ソーシャルキャピタルを活用した県内各地域の取組を推進します。

取組方向

- 生涯を通じた健康づくりを推進するため、ライフステージに応じた取組の支援や健康に関する情報提供を行うとともに、県内各地域でソーシャルキャピタルを活用した健康づくりが展開されるよう、県民、NPO、企業、学校、市町等と連携して県民の健康づくりを推進します。
- 特定健康診査の受診率向上の取組等により、病気の予防・早期発見をし、生活習慣病の発症予防や重症化予防に重点を置いた対策に取り組みます。
- 県民の健康的な食生活の実現に向けて、県民自らが取り組むことができるように、さまざまな主体と連携した食育活動を推進し、バランスの取れた食事に関する普及啓発を行います。
- 歯と口腔の病気は心疾患、糖尿病など全身の病気と関連していることから、三重県口腔保健支援センターを中心に関係機関と連携しながら、歯と口腔の健康づくりを推進します。
- うつ・自殺などこころの問題に関する正しい知識の普及啓発や相談を実施するとともに、地域自殺・うつ対策ネットワーク組織など地域の絆を生かし、地域の実情に応じた自殺対策に取り組みます。
- 難病患者等への医療費助成や療養支援、生活支援等を行うとともに、医療提供体制の整備の推進に取り組みます。

平成 31 年度末での到達目標

日常的に介護を必要とせず自立して心身ともに健康的な日常生活を送る県民が増加することで、県民一人ひとりの幸福感が増進するとともに、人びとの活動が活発化して人と人とのつながりをより強く感じています。

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
健康寿命 (健康寿命の延び)	男 77.4 歳 女 80.3 歳 (25 年)	男 78.3 歳 女 80.9 歳 (30 年)	国の定める健康づくりの基本的方針である「健康日本 21 (第 2 次)」の目的の一つであり、県民の皆さんが日常的に介護を必要とせず、自立して心身ともに健康的な日常生活を送ることができる期間

主な取組内容
(基本事業)

県の活動指標

主な取組内容 (基本事業)	目標項目	現状値	目標値
12401 健康づくり・生活習慣病予防活動の推進 (主担当：健康福祉部医療対策局健康づくり課) 生活習慣病に着目した特定健康診査について普及啓発を行い、県民が二次予防を行うことができるよう取り組みます。	特定健康診査受診率	47.5% (25 年度)	56.1% (29 年度)
	〔目標項目の説明〕 三重県保険者協議会に所属する医療保険者が行う特定健康診査（生活習慣病に関する健康診査）の受診率		
12402 歯科保健対策の推進 (主担当：健康福祉部医療対策局健康づくり課) 歯科疾患予防対策、生活の質の向上のための口腔機能の維持・向上に向けた体制整備や、障がい者(児)、介護が必要な高齢者、中山間地域等の住民に対する歯科口腔保健サービスの充実といった歯と口腔の健康づくり対策に取り組みます。	在宅訪問歯科診療実施歯科医療機関数	198 機関	270 機関
	〔目標項目の説明〕 在宅患者に対して訪問歯科診療を実施している歯科医療機関数		
12403 こころの健康づくりの推進 (主担当：健康福祉部医療対策局健康づくり課) 県民一人ひとりのこころの健康を保ち、健やかに生活できるよう、自殺対策情報センターを核として相談等に係る人材の育成や地域自殺・うつ対策ネットワーク組織など地域の絆を生かし、地域の実情に応じた自殺対策に取り組みます。	関係機関や民間団体と連携して自殺対策事業を実施した市町・県保健所数	8 か所	37 か所
	〔目標項目の説明〕 企画段階から関係機関や民間団体と連携して自殺対策事業を実施した市町・県保健所数		
12404 難病対策の推進 (主担当：健康福祉部医療対策局健康づくり課) 難病患者やその家族等の療養生活の質の向上を図るため、医療費助成を行うとともに、相談窓口の設置や、「指定医療機関」の指定をはじめとする医療提供体制の整備の推進に取り組みます。	指定医療機関(診療所)指定数	855 か所	1,006 か所
	〔目標項目の説明〕 難病の患者に対する医療等に関する法律において、特定医療を提供できる医療機関として知事が指定する「指定医療機関(診療所)」の指定数		

注 1) ソーシャルキャピタル：人びとの信頼関係や結びつき

施策 131 障がい者の自立と共生

県民の皆さんとめざす姿

障がい者が、必要な支援を受けながら、障がいのない人と等しく自らの決定・選択に基づき、社会のあらゆる分野の活動に参加、参画できる仕組みを構築することで、主体的に社会づくりに関わりながら自立した生活を営み、全ての県民が障がいの有無に関わらず相互に人格と個性を尊重し合い共生する社会が実現しています。

現状と課題

- 障がい者の暮らしと日中活動の場の整備に取り組んでいますが、障がい種別や程度に応じて、地域生活を支援できるよう福祉サービスの充実に取り組む必要があります。
- 地域の事業所等における就労訓練を基本に、工賃向上や職場定着、就労の場づくりに係る取組をさらに充実・強化し、障がい者の自立と社会参加を促進していくことが求められています。
- 農林水産分野における障がい者の就労の場の創出に取り組んでいますが、障がい者が多様な担い手として活躍できるよう、引き続き就労支援の充実を図る必要があります。
- 障がい者が必要な相談支援を受けられるよう、広域的・専門的な相談支援体制の整備に取り組んでいますが、市町の一次的な相談機能を高めるため、各障害保健福祉圏域における地域支援機能やバックアップ体制の強化を図ることが必要です。
- 精神障がい者の長期入院の解消に取り組んでいますが、精神科病院からの退院を促進するとともに、地域で安心して生活できる体制づくりを進める必要があります。
- 共生社会実現に向けた啓発活動などの取組を進めていますが、「障害者差別解消法」や「障害者虐待防止法」への対応など、障がい者の権利擁護の取組を強化する必要があります。
- 障がい者の社会参加の機会の確保や情報保障に取り組んでいますが、さらなる機会の充実とともに、手話による意思疎通を一層進めるための法や条例の整備など情報コミュニケーションの支援が求められています。

新しい豊かさ・協創の視点

障がい者が自分らしく生き、社会で活動できるよう、「障害者権利条約」で保障されている「自己決定権」や「合理的配慮」の考え方にに基づき、生活や就労、スポーツ、文化など、さまざまな場面で全ての県民によって社会全体で支える取組を進めます。

取組方向

- 障がい者の地域移行を促進するとともに、暮らしの場の確保や障がいの状態に応じた地域生活の支援体制の強化に取り組みます。
- 就労に向けた訓練のほか、事業所の工賃向上支援、職場定着支援、社会的事業所の創設、運営支援による雇用の場の拡大など、就労支援の充実に取り組みます。
- 県関係機関および民間事業者等と連携して農林水産分野における障がい者就労推進体制を整備し、農林水産業における障がい者の就労支援や福祉事業所の農林水産業参入を促進するための技術・経営支援等を進めます。
- 広域的、専門的な相談支援体制の整備、人材育成による相談支援の質的向上、ライフステージに応じた途切れのない支援、関係機関の連携強化に取り組みます。
- 休日・夜間における精神科救急医療体制を確保するほか、アウトリーチ^{※1}の取組を拡大し、精神障がい者やその家族が安心して暮らせる体制づくりを進めます。
- 障がいを理由とする差別の解消や障がい者虐待の防止など、障がい者の権利擁護の取組を進めます。また、スポーツや文化活動などへの参加機会の充実とともに、情報コミュニケーション支援に取り組みます。

平成 31 年度末での到達目標

障害福祉サービス等の充実により、障がい者がどこで誰と生活するかを選択する機会が確保されています。

さらに、障がい者の権利擁護の取組が進められるとともに、障がい者が働くことを通じた自己実現の機会や文化活動などに参加する機会が確保され、地域社会で自立した生活をしている障がい者が増えています。

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
グループホーム等において地域で自立した生活をしている障がい者数（累計）	1,410 人 (26 年度)	1,871 人	グループホーム、福祉ホーム等、障がい者の地域生活を支援する居住系サービス事業を利用し、障がいの程度に関わらず地域で生活している障がい者数

主な取組内容
(基本事業)

県の活動指標

主な取組内容 (基本事業)	県の活動指標		
	目標項目	現状値	目標値
<p>13101 障がい者の地域移行の推進と福祉サービスの充実 (主担当：健康福祉部障がい福祉課)</p> <p>暮らしや日中活動の場を確保し、福祉施設入所者の地域移行を促進するとともに、生活全般にわたる障害福祉サービスの充実に取り組みます。</p>	障がい者の日中活動を支援する事業の利用者数	6,775 人 (26 年度)	8,442 人
【目標項目の説明】 日中活動系の障害福祉サービス（生活介護、就労移行支援、就労継続支援等）を利用している障がい者数			
<p>13102 障がい者の就労促進 (主担当：健康福祉部障がい福祉課)</p> <p>就労訓練や定着の支援、工賃向上、就業・生活支援センターの機能強化、社会的事業所の創設・運営支援などに取り組みます。</p>	一般就労へ移行した障がい者数	344 人 (26 年度)	480 人
【目標項目の説明】 障がい者就業・生活支援事業、知的障がい者就労支援講座、県の機関における職場実習事業、社会的事業所を通じて一般就労した障がい者数			
<p>13103 農林水産業と福祉との連携の促進 (主担当：農林水産部担い手育成課)</p> <p>障がい者を農林水産業の新たな担い手として育成を図るため、農林水産業で障がい者が活躍できる環境整備に取り組みます。</p>	農林水産業と福祉との連携取組数（累計）	65 件	101 件
【目標項目の説明】 障がい者を雇用している農林水産事業者の件数、農林水産業へ参入した福祉事業所の件数、及び農林水産業者と福祉事業所の連携による作業受委託の実施件数			
<p>13104 障がい者の相談支援体制の整備 (主担当：健康福祉部障がい福祉課)</p> <p>広域的、専門的な相談体制の整備、人材育成による相談支援の質的向上、関係機関の連携強化など、障がい者のニーズに適切に対応した相談支援体制の整備に取り組みます。また、障害福祉サービスの充実を図るための各種研修を実施します。</p>	相談支援事業における支援件数	55,836 件 (26 年度)	60,202 件
【目標項目の説明】 県が県内9圏域で実施する、就業・生活支援、児童療育相談事業および専門性が高い、重症心身障がい児（者）相談支援、高次脳機能障がい者生活支援、自閉症・発達障がい者支援事業により支援を行った延べ件数			

13105 精神障がい者の保健医療の確保 (主担当：健康福祉部障がい福祉課)	精神障がい者の入院後1年以内に地域移行できた割合	88.0% (26年度)	92.0%
精神障がい者の地域生活定着のためのアウトリーチや、電話による24時間医療相談、休日・夜間における精神科救急医療体制を整備するなど、精神障がい者やその家族が安心して暮らせる体制づくりに取り組めます。	【目標項目の説明】 ある月(毎年6月調査)に入院した精神障がい者のうち、当該ある月から起算して1年以内に退院し、地域移行できた者の割合		
13106 障がい者の権利擁護と社会参加環境づくり (主担当：健康福祉部障がい福祉課)	障害者差別解消法で努力義務等とされている県・市町等および関係団体の職員対応要領策定率	0%	100%
障がい者を理由とする差別の解消や障がい者虐待の防止などに取り組むほか、スポーツや文化活動などへの参加機会の充実、情報コミュニケーションに係る支援など、社会参加のための環境整備に取り組めます。	【目標項目の説明】 障害者差別解消法で努力義務とされている県、市町等(29市町、地方独立行政法人)に加えて、公立大学法人および県100%出資法人が職員対応要領を策定した割合		

注) 1 アウトリーチ(訪問支援)：入院という形に頼らず地域で生活することを前提として、在宅精神障がい者等の生活を、保健・医療・福祉の多職種チームによる訪問を中心とした活動により支援していくこと。

施策 132 支え合いの福祉社会づくり

県民の皆さんとめざす姿

地域における支え合い体制づくりが進み、高齢者、障がい者、生活困窮者などが、質の高い福祉サービスや必要とする支援を受けながら、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるとともに、元気な高齢者が地域の担い手となって地域を支え、生きがいを感じて生活しています。

現状と課題

- 地域における絆の希薄化、少子高齢社会の進展等により、福祉的支援を必要とする高齢者や障がい者、生活困窮者などを、社会全体で支え合う体制づくりが、これまで以上に必要となっています。
- 福祉サービスを提供する法人等が増加する中、効率的、効果的な指導監査の実施による社会福祉法人等の適正な運営を確保することが必要です。
- 福祉サービスを担う人材や提供されるサービスの質の向上が求められています。
- ユニバーサルデザインの考え方の浸透を図るため、さまざまな主体と連携してユニバーサルデザインの意識づくりに取り組む必要があります。また、ユニバーサルデザインのまちづくりに関する事業者・設計者等の理解、協力を得ながら、商業施設や公共施設などを整備することが求められます。
- 家事や外出支援等の生活支援サービスや見守り活動を充実させるため、元気な高齢者自身が地域の担い手となる必要があります。
- 生活困窮状態に陥った背景には、失業、引きこもり、障がい、病気など多様な要因が考えられ、生活困窮者の個々の状態に応じた生活の保障や自立に向けた支援が求められています。
- 戦後生まれの世代が人口の大部分を占めるようになっているため、平和への思いを次世代に継承していく必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、市町、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、事業者等の皆さんとの協働・連携のもとに、地域の支え合い体制づくり、ユニバーサルデザインのまちづくり、生活困窮者の自立支援などを進めます。

また、市町や各種団体が行き届く地域福祉の推進について、先進例に係る情報提供や広域調整、人材育成など、専門的・技術的な助言・支援を行います。

取組方向

- 高齢者等が地域で安心して暮らせるよう日常生活自立支援事業等の権利擁護の取組を進めます。
- 運営に課題のある社会福祉法人等に対し、重点的に指導監査を行います。
- 質の高い福祉サービスが安定的に提供されるよう、福祉施設職員への研修や福祉施設の第三者評価等の取組を進めます。
- さまざまな主体と連携して、おもいやり駐車場利用証制度の普及啓発や学校での出前授業など、地域における身近なユニバーサルデザインの取組を進めます。また、市町や関係機関等との連携・協力のもと、ユニバーサルデザインに配慮された施設整備を促進します。
- 元気な高齢者が地域社会における支え合いの担い手として活躍できるよう、地域の活動の場づくりや、地域貢献活動を行う老人クラブ等への支援に取り組みます。
- 生活保護の適正実施を進めるとともに、保護受給者の経済的自立や社会生活の自立に向けた支援に取り組みます。また、生活困窮者への相談支援を的確に行い、生活保護に至る前の段階での自立支援に取り組みます。
- 戦没者慰霊事業等への若い世代の参加を促し、平和への思いを次世代に継承していきます。

平成 31 年度末での到達目標

高齢者、障がい者、生活困窮者などが地域で安心して暮らすことができるとともに、高齢者が生きがいを感じて生活しています。

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
日常生活自立支援事業の利用者数	1,426人 (26年度)	1,920人	県社会福祉協議会の県日常生活自立支援センターが実施する日常生活自立支援事業の契約人数

主な取組内容
(基本事業)

県の活動指標

主な取組内容 (基本事業)	目標項目	現状値	目標値
<p>13201 地域福祉活動の推進 (主担当：健康福祉部地域福祉課)</p> <p>民生委員・児童委員、ボランティア、地域住民等による地域福祉活動を支援するとともに、福祉的援助を必要とする人が地域で安心して暮らすことができるよう支援します。</p>	民生委員・児童委員の相談支援件数	105,559件 (26年度)	107,000件
	<p>〔目標項目の説明〕 民生委員・児童委員の活動のうち、住民の相談や支援を行った年間件数</p>		
<p>13202 質の高い福祉サービスの提供 (主担当：健康福祉部地域福祉課)</p> <p>社会福祉施設および事業所に対して効率的な指導監査等を実施するとともに、社会福祉施設職員への研修の実施、福祉施設の第三者評価の受審促進、福祉サービスに対する苦情解決を行います。</p>	第三者評価を受審した福祉施設の数	17施設 (26年度)	40施設
	<p>〔目標項目の説明〕 みえ福祉第三者評価、社会的養護関係施設の第三者評価を受審した福祉施設の数</p>		
<p>13203 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進 (主担当：健康福祉部地域福祉課)</p> <p>おもいやり駐車場利用証制度の普及や学校での出前授業などに取り組むとともに、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」の整備基準や適合証の啓発、鉄道駅のバリアフリー化の支援などを進めます。</p>	「おもいやり駐車場の登録施設数	1,961施設 (26年度)	2,160施設
	<p>〔目標項目の説明〕 「おもいやり駐車場利用証制度」の駐車場の登録をした施設数</p>		
<p>13204 高齢者の社会参加環境づくり (主担当：健康福祉部長寿介護課)</p> <p>地域で社会参加や地域貢献活動等を目的に、高齢者のリーダーとなって自主的に活動する高齢者を養成するため研修を実施します。また、老人クラブによる地域活動を支援するとともに、全国健康福祉祭(ねんりんピック)に三重県選手団を派遣します。</p>	地域で社会参加や生活支援サービスの担い手として活動する高齢者団体数(累計)	4団体 (26年度)	87団体
	<p>〔目標項目の説明〕 地域シニアリーダー研修受講後、地域で社会参加や生活支援サービスの担い手として活動している高齢者団体数</p>		

13205 生活困窮者の生活保障と自立支援 (主担当：健康福祉部地域福祉課)	就労支援を行う生活困窮者の人数	—	540 人
生活保護の適正実施、生活保護受給者の自立支援を進めるとともに、離職等のため生活に困窮する人に対して、相談支援、就労支援など、自立に向けた支援を行います。	【目標項目の説明】 生活困窮者の相談窓口（自立相談支援機関）において把握された生活困窮者について、生活保護に至る前の段階で就労支援を行った人数		
13206 戦没者遺族等の支援 (主担当：健康福祉部地域福祉課)	県および全国戦没者追悼式への若年世代の参加者数	31 人	64 人
戦争犠牲者への慰霊事業を行うとともに、慰霊事業への次世代遺族の参加を促します。また、戦没者遺族や戦傷病者に必要な支援を行います。	【目標項目の説明】 県および全国戦没者追悼式への18歳未満の参加者数		

施策 144 薬物乱用防止と動物愛護の推進等

県民の皆さんとめざす姿

さまざまな主体と連携し、薬物乱用防止や動物愛護について地域全体で取り組むことで、薬物の乱用のない社会と、人と動物が安全・快適に共生できる社会が実現しています。

また、医薬品や医療機器などの品質管理体制の整備により、医薬品等の安全が確保されているとともに、生活衛生営業施設の衛生が確保され、県民が安心して暮らせる環境が整っています。

現状と課題

- 民間団体、学校、市町等の関係機関が連携して、薬物乱用防止に関する啓発、取締りなどに取り組んできましたが、危険ドラッグなど新たな薬物乱用もあり、関係機関と連携して取組を強化することが必要です。
- 動物愛護教室などの普及啓発活動、飼い主への終生飼養の指導などの引取り数を減らす取組や譲渡事業等により、犬・猫の殺処分数は減少傾向にありますが、将来的に殺処分がなくなることをめざし、取組を強化する必要があります。
- 医薬品等製造業者等に対する監視指導や県民への医薬品等の適正使用のための情報提供などを行ってきましたが、引き続き、医薬品等の品質、有効性および安全性の確保を図るため、医薬品等製造業等の監視指導などに取り組む必要があります。また、将来にわたり安全な血液製剤を確保するため、若年層に対する献血啓発などに取り組む必要があります。
- 生活衛生営業施設に対する監視指導や衛生管理に関する講習会等を行ってきましたが、施設における衛生確保を図るため、引き続き、監視指導などに取り組む必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

県民一人ひとりが薬物乱用を許さない意識と動物を愛護する意識を持ち、安心して豊かに暮らせるよう、関係機関等と連携し、薬物乱用防止と動物愛護管理の取組を強化します。

また、安全な製品やサービスが供給され安心して利用できるよう、医薬品等製造業者等や生活衛生営業者に自主管理を促すとともに、県民一人ひとりの献血意識の向上に取り組みます。

取組方向

- 薬物乱用防止に関する推進体制や必要な規制などを規定した「三重県薬物の濫用の防止に関する条例」等に基づき、危険ドラッグ販売店舗等に対する取締りを行うとともに、薬物乱用防止の啓発や再乱用防止対策などに取り組めます。
- 新たに三重県動物愛護推進センター（仮称）を整備し、動物愛護管理の拠点と位置付け、動物愛護教室などの普及啓発活動、飼い主への終生飼養の指導などの引取り数を減らす取組や譲渡事業等を行うとともに、動物による危害発生防止に取り組めます。
- 医薬品等製造業者等の監視指導や品質管理に関する研修会を行うとともに、県民に対して医薬品等の副作用や服用方法などに関する正しい知識の提供に取り組めます。また、献血については、県民への啓発に加え、高校生などを対象としたセミナーの開催や献血ボランティア活動の推進などに取り組めます。
- 生活衛生営業施設の監視指導を行うとともに、営業者に対し衛生管理に関する講習会等を行うことで自主的な衛生管理の推進を図ります。

平成 31 年度末での到達目標

多くの関係機関と連携して普及啓発活動を行うことにより、薬物乱用防止や動物愛護に対する県民の意識が向上するとともに、取締りの強化により容易に薬物が入手できない環境が整備されています。また、医薬品等の製造業者等および生活衛生営業施設の監視指導などを行うことにより、安全な製品やサービスが提供されています。

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
危険ドラッグの販売店舗数 (インターネット販売店舗を含む。)	1 件 (26 年度)	0 件	警察等の関係機関との連携により把握した危険ドラッグを販売する店舗(インターネット販売店舗を含む。)に対し、監視指導を実施した後の店舗数

主な取組内容
(基本事業)

県の活動指標

主な取組内容 (基本事業)	県の活動指標		
	目標項目	現状値	目標値
<p>14401 薬物乱用防止対策の推進 (主担当：健康福祉部薬務感染症対策課)</p> <p>学校等における薬物乱用防止教室などの講習会や「ダメ。ゼッタイ。」普及運動などの啓発による「未然防止対策」、薬物依存症者やその家族等に対する支援を中心とした「再乱用防止対策」、さらに関係機関が連携した「取締対策」の3つの対策により薬物を許さない社会環境づくりを進めます。</p>	薬物乱用防止に関する知識と理解を深めた人数(累計)	388,992 人 (26 年度)	689,000 人
	<p>【目標項目の説明】 県等が行う薬物乱用防止講習会に参加した人数</p>		
<p>14402 人と動物との共生環境づくり (主担当：健康福祉部食品安全課)</p> <p>県の動物愛護管理の拠点として三重県動物愛護推進センター(仮称)を整備し、動物愛護教室などの普及啓発活動の取組等を強化します。 また、動物による危害発生の防止に取り組みます。</p>	犬・猫の殺処分数	627 匹 (26 年度)	200 匹以下
	<p>【目標項目の説明】 保健所に収容した犬・猫のうち、飼い主への返還や譲渡した数を除き、やむを得ず殺処分を行った犬・猫の数(生後間もない犬・猫、保護・引取りした時点の疾病や怪我が原因で死亡した犬・猫を除く。)(平成 35 年度までに殺処分数を 0 とすることをめざして目標設定)</p>		
<p>14403 医薬品等の安全な製造・供給の確保 (主担当：健康福祉部薬務感染症対策課)</p> <p>医薬品等製造業や販売業に対して監視指導や GMP 適合性調査^{注)1}を実施するとともに、県内薬事関係企業を対象とした研修会等を実施します。 また、安全な血液製剤を確保するため、献血推進に取り組みます。</p>	県内の医薬品等製造施設のうち不良品を出さなかった施設の割合	97.3% (26 年度)	100%
	<p>【目標項目の説明】 県内の医薬品等製造施設のうち不良品を出さなかった施設の割合(不良品が出た場合は回収となります。)</p>		
<p>14404 生活衛生営業の衛生確保 (主担当：健康福祉部食品安全課)</p> <p>生活衛生営業施設の監視指導や講習会等を行い、生活衛生営業施設の自主的な衛生管理の推進を図ります。</p>	生活衛生営業施設のうち健康被害が発生しなかった施設の割合	99.9% (26 年度)	100%
	<p>【目標項目の説明】 生活衛生営業施設(公衆浴場、理容所、美容所、クリーニング所、旅館、興行場)のうち健康被害の発生がなかった施設の割合</p>		

注) 1 GMP 適合性調査：「医薬品および医薬部外品の製造所における製造管理および品質管理の基準」の適合性に係る調査をさす。

施策145 食の安全・安心の確保

県民の皆さんとめざす姿

農水産物の生産や食品の製造・加工・流通から消費に至る全ての過程において、安全管理の定着、高度化が図られているとともに、高病原性鳥インフルエンザ^{注1}等の食に関わる課題に対し、県民の皆さんへの影響を最小限に抑えられる体制が整備され、食の安全・安心が確保された社会が構築されています。

現状と課題

- 消費者の食の安全・安心への関心が高まる中、農水産物の生産や食品の製造・加工・流通に至る過程において、衛生管理や食品表示等の監視指導や食品の検査等に取り組んでいますが、食の安全・安心を確保するためには引き続きこれらを実施し、県内に流通する食品の安全性を確保することが必要です。
- 米穀の不適正流通や食材の不適正な表示事案が発生していることから、食品関連事業者や生産者のコンプライアンス意識の向上を図るとともに、食の安全・安心を確保するための自主的な取組を促進する必要があります。
- 食の安全・安心の確保のためには、行政等の取組だけでなく、消費者自らが食品に対する知識と理解を深め自ら判断・選択することが必要なことから、食品関連事業者、生産者および行政の取組を知る機会を増やし、相互理解を促進することが必要です。
- 食の安全・安心に対する消費者の不安を解消するため、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病に係る防疫体制の強化や農薬、肥料、動物・水産用医薬品、飼料等の適正使用管理、安全・安心な農水産物生産システムの構築を図ることが必要です。

新しい豊かさ・協創の視点

安全で安心な食品が供給され、県民の皆さんが安心して暮らせるよう、食品関連事業者、生産者および県民の皆さん等幅広い分野の方々と連携して、食品関連事業者等のコンプライアンス意識の向上や自主管理の促進、消費者への啓発等に取り組むとともに、リスクコミュニケーションの機会を通じて相互理解を深めます。

取組方向

- 県内に流通する食品の安全・安心を確保するため、危害発生リスクに応じた食品関係施設の監視指導を実施することで施設の衛生を確保します。また、食品中の残留農薬や微生物等の検査により食品の基準の適合性確認を行うとともに、食品関係施設や米穀取扱事業者の立入検査により「食品表示法」や米トレーサビリティ法の基準の適合性確認を行います。
- 食品関連事業者や生産者に対して研修などによりコンプライアンス意識の向上を図るとともに、衛生管理や食品表示等についての自主点検など自主管理の取組を促進します。
- 食の安全・安心への消費者、食品関連事業者および生産者の相互理解を深めるため、食の安全性に関する情報を公開するとともに、リスクコミュニケーションの機会の充実に取り組みます。
- 高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病に係る防疫体制を強化するとともに、農薬・肥料等生産資材の適正な流通・使用の監視指導、農水産物の生産工程管理および衛生管理の推進に取り組みます。

平成 31 年度末での到達目標

農水産物の生産や食品の製造・加工・流通に至る全ての過程において監視指導を行うとともに、食品関連事業者の自主管理体制が構築されることにより、安全で安心な食品が供給されています。

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
食品の基準適合の確認率（累計）	16.2% (26年度)	100%	検査する全ての食品と食品表示を行う全ての製造・加工施設のうち、基準に適合していることを確認した食品や施設（不適合であったが適合するよう改善したものを含む）の割合

主な取組内容
(基本事業)

県の活動指標

主な取組内容 (基本事業)	県の活動指標		
	目標項目	現状値	目標値
14501 食の安全・安心の確保 (主担当：健康福祉部食品安全課) 食品関係施設の監視指導、食品の検査、食品表示の適合性確認等を実施するとともに、食品事業者の自主管理を促進します。 また、と畜検査・食鳥検査を全頭（羽）実施します。	食品事業者の自主点検実施件数	728 件 (26年度)	34,200 件
	[目標項目の説明] 自主点検を実施している食品営業許可施設数		
14502 農水産物の安全・安心の確保 (主担当：農林水産部農産物安全課) 家畜伝染病、米トレーサビリティ法および農産物検査法等の監視指導体制を強化するとともに、生産工程管理、衛生管理を推進し、農水産物の安全・安心の確保を図ります。	高病原性鳥インフルエンザ等家畜伝染病の感染拡大阻止率	100% (26年度)	100%
	[目標項目の説明] 高病原性鳥インフルエンザ等家畜伝染病が県内で発生した場合に、発生農場を汚染源とした未発生農場への感染拡大を防いだ割合		

注) 1 高病原性鳥インフルエンザ：鳥インフルエンザのうち、感染した鳥が死亡し、全身症状などの特に強い病原性を引き起こすタイプをさす。

施策 146 感染症の予防と拡大防止対策の推進

県民の皆さんとめざす姿

県民一人ひとりが感染予防に自主的に取り組むとともに、感染症が発生した際は、地域社会全体が的確な情報に基づき、速やかに感染拡大防止対策をとることにより、県民が安心して暮らせる環境が整っています。

現状と課題

- 感染症の早期探知を行う感染症情報システムを構築するとともに、中心的役割を担っていただく感染症情報化コーディネーターを養成しました。今後は、学校、保育園、医療機関等の施設が、本システムの活用やコーディネーター等との連携により、予防や感染拡大防止に取り組んでいただくことが必要です。
- 新型インフルエンザや中東呼吸器症候群（MERS）等のような、発生すると社会的影響の大きい感染症については、適切な治療や防疫措置を講じるために、感染症指定医療機関の整備や防疫用品等の備蓄を行ってきたところです。今後は、関係機関と連携した訓練等を行い、防疫体制の充実を図る必要があります。
- エイズや肝炎対策については、早期発見、感染拡大防止のために、無料検査を行うとともに、陽性者については、相談体制を整備し、適切な治療につなげました。引き続き、県民の方が検査を受けていただくよう啓発をしていく必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

感染症に関して不安を感じることなく、安心して暮らすことができるよう、感染症情報システムを活用し、学校、保育所、医療機関などや、県民一人ひとりが、感染予防に理解を深め、適切な予防行動が行なえるよう取り組みます。また、発生すると社会的影響が大きい感染症については、適切な防疫措置ができるよう関係機関と連携を進めます。

取組方向

- 感染症情報化コーディネーターの資質向上を図るとともに、コーディネーターと協力しながら予防対策を行う推進者を新たに養成します。また、感染症情報システムの機能を拡充するとともに、コーディネーターや推進者、各施設等と連携を図りながら予防や感染拡大防止に取り組めます。
- 発生すると社会的影響の大きい感染症の発生に備え、防疫用品等の備蓄を行うとともに、医療機関、消防、警察等の関係機関と連携体制を強化します。また、関係機関を含めた患者搬送や情報伝達の訓練等を行い、発生時に迅速な対応ができるよう体制を整えます。
- HIV（エイズの原因となるウイルス）や肝炎の無料検査等を実施するとともに、県民に検査を受けていただくよう、イベント等にあわせて啓発を行います。また、保健所等での相談体制の充実を図り、陽性者が安心して治療ができる体制を整備します。

平成 31 年度末での到達目標

県民一人ひとりの感染予防に対する意識が高められ、感染予防や感染拡大防止対策がとられています。
また、発生すると社会的影響が大きい感染症については、速やかな防疫措置ができています。

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
危険性の高い感染症発生数のうち集団発生が抑止できた割合	98.6% (26年度)	100%	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく、一、二、三類感染症発生数のうち集団発生が抑止できた割合

主な取組内容

(基本事業)

県の活動指標

主な取組内容 (基本事業)	県の活動指標		
	目標項目	現状値	目標値
<p>14601 感染予防のための普及啓発の推進 (主担当：健康福祉部業務感染症対策課)</p> <p>地域や施設等における感染予防のために、感染症情報化コーディネーターの資質向上を図るとともに、普及啓発する推進者を育成します。さらに、コーディネーターや推進者等をとおして、県民に予防対策を啓発するとともに、あわせて、感染症情報システムを活用した情報提供を行い予防対策を推進します。</p>	<p>感染予防を普及啓発する推進者の総数(累計)</p>	—	400人
	<p>【目標項目の説明】 地域や施設において、感染症情報システムを活用して感染予防を実践的に行う推進者の総数</p>		
<p>14602 感染症危機管理体制の整備 (主担当：健康福祉部業務感染症対策課)</p> <p>新型インフルエンザや中東呼吸器症候群(MERS)等の発生すると社会的影響の大きい感染症に備え、関係機関との訓練を行い、防疫体制の強化を図ります。また、抗インフルエンザウイルス薬や防疫用品を備蓄するとともに、感染症移送車を配備します。</p>	<p>感染症危機管理に関する訓練実施率</p>	20.0% (26年度)	100%
	<p>【目標項目の説明】 感染症危機管理体制整備のために県内全域で実施する訓練の実施率(全県及び各保健所ごとに、年1回以上実施)</p>		
<p>14603 感染症対策のための相談・検査の推進 (主担当：健康福祉部業務感染症対策課)</p> <p>HIV、肝炎検査の検査体制の充実を図るとともに、県民への啓発を行い早期発見につなげます。また、陽性者が安心して治療ができるよう相談体制を整備します。さらに、結核については、的確な治療につながるよう健康診断や医療費の助成等を行います。</p>	<p>保健所におけるHIV(エイズの原因となるウイルス)検査受診者数</p>	1,671件 (26年度)	1,700件
	<p>【目標項目の説明】 保健所(四日市市保健所を含む)においてHIV(エイズの原因となるウイルス)検査を受けた人数</p>		

施策 231 少子化対策を進めるための環境づくり

県民の皆さんとめざす姿

「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」に基づき、さまざまな主体との連携による少子化対策の取組が進み、結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、全ての子どもが豊かに育つことのできる環境づくりが進んでいます。

現状と課題

- 県民の結婚や出産等について理想と現実ギャップが生じており、結婚したい人が結婚でき、子どもを産みたい人が安心して産み育てられる地域社会づくりに向けて、さまざまな主体の参画を得ながら「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」に基づく少子化対策を進める県民運動を展開する必要があります。
- 核家族化が進み、地域の絆が薄れる中、子育て家庭の負担が増大しています。また、自己肯定感が低い子どもが一定割合いるとの調査結果もあります。このため、社会全体で子育て家庭の負担や不安を軽減するとともに、子ども条例の基本理念に基づき、子どもが豊かに育つことのできる地域社会づくりを進めていく必要があります。
- 有害情報の氾濫やインターネット上でのトラブルの増加等をふまえ、子どもの健全な成長を阻害するおそれのある有害環境から子どもを保護し、健全な育成を図る必要があります。
- 子どもたちが家族の大切さや自らのライフデザインについて考える機会が少なくなっていることから、若い世代が妊娠・出産や性に関する医学的に正しい知識を習得し、自らのライフプランを考える機会を提供することの必要性が高まっています。
- 若い世代ほど「父親も母親と育児を分担して、積極的に参加すべき」と考える人の割合が高いものの、子育て期男性の多くが長時間労働をし、男性の家事・育児時間は依然として短いという調査結果があります。一方で、夫の家事・育児参加時間が長いと、第2子以降の出生割合が増えるという調査結果などがあり、職場や地域社会の中で、男性の育児参画が大切であるという考え方を広める必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

「社会の宝」、「私たちの未来」である子どもの育ちや子育て家庭を地域社会全体で支えていくため、結婚や妊娠、出産などについては個人の考え方や価値観を尊重するという大前提のもと、県民の皆さんや企業、関係機関等と少子化等の現状に対する危機感と対策の必要性についての認識を共有し、連携して取り組むことにより、「出逢いたい」、「産みたい」、「育てたい」の希望がかない、子どもたちの笑顔や子育ての喜びあふれる地域社会づくりを進めます。


取組方向

- 県民や企業、関係機関等、さまざまな主体の参画を得て「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」に基づく少子化対策の取組を進めます。合わせて、県民への少子化対策等に関する情報発信を進めます。
- 「三重県子ども条例」の基本理念をふまえ、「みえ次世代育成応援ネットワーク」の活動促進等により、地域社会や企業等で子どもの育ちを見守り、子育て等を支える人材の育成や取組の支援を進めます。
- 「三重県青少年健全育成条例」に基づき、関係機関と連携して子どもを有害環境から保護する取組を進めます。
- 家庭生活や家族の大切さについて考え、妊娠・出産や性に関する医学的に正しい知識を習得し、自らのライフプランを考える基盤ができるよう、小中高生を対象とした教育や大学生・学卒後の若者を対象とした普及啓発に取り組みます。
- 職場や地域社会の中で、男性の育児参画が大切であるという考え方が広まるよう、普及啓発や人材の育成、企業等への働きかけを進めます。

平成31年度末での到達目標



県をはじめとするさまざまな主体が「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」に基づき取組を進めることにより、子どもの育ちを見守り、子育て家庭を応援する地域社会づくりが進んでいると実感できています。

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合 	55.6% (26年度)	62.0%	みえ県民意識調査で地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると「感じる」「どちらかといえば感じる」と回答した県民の割合

主な取組内容
(基本事業)

県の活動指標

主な取組内容 (基本事業)	県の活動指標		
	目標項目	現状値	目標値
<p>23101 少子化対策を進めるための機運醸成 (主担当：健康福祉部子ども・家庭局少子化対策課)</p> <p>さまざまな主体で構成される「少子化対策推進県民会議」で情報共有等を図るとともに、「みえ・たい3 (たいキューブ)・スイッチ」フォーラムを通じた少子化対策を進めるための機運の醸成やウェブサイトによる情報発信を進めます。</p>	みえ子どもスマイルネットの月間平均アクセス数	—	30,000 件
	<p>〔目標項目の説明〕</p> <p>少子化対策に関する情報を総合的に発信するウェブサイト「みえ子どもスマイルネット」への月間平均アクセス数</p>		
<p>23102 子どもの育ちを支える地域社会づくり (主担当：健康福祉部子ども・家庭局少子化対策課)</p> <p>三重県子ども条例の基本理念をふまえ、地域や企業、団体等、さまざまな主体と連携し、子どもの育ちを見守り、子育て家庭を支える取組を進めます。</p> <p>三重県青少年健全育成条例に基づく立入調査の適正な実施や、携帯電話販売店等において、子どもを持つ親等のフィルタリングサービス導入の必要性に関する理解が進むよう取り組みます。</p>	子育て家庭応援クーポン協賛店舗数	361 店舗	3,000 店舗
	<p>〔目標項目の説明〕</p> <p>子育て家庭応援クーポンを利用することができる県内の店舗数</p>		
	青少年が使用する携帯電話等のフィルタリングサービス利用率	(調査中)	51.0%
	<p>〔目標項目の説明〕</p> <p>携帯電話販売店への調査に基づき把握する、青少年の携帯電話契約時におけるフィルタリングサービス利用率</p>		
<p>23103 ライフプラン教育の推進 (主担当：健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課)</p> <p>家庭生活や家族の大切さ、妊娠・出産や性に関する医学的に正しい知識を習得し、自らのライフプランを考える基盤ができるよう、小中高生を対象とした教育や大学生・学卒後の若者を対象とした普及啓発に取り組みます。</p>	ライフプラン教育を実施している市町の数 	10 市町 (26年度)	29 市町
	<p>〔目標項目の説明〕</p> <p>性や妊娠・出産等の医学的に正しい知識や家族の大切さ等についてのライフプラン教育を実施している市町の数</p>		
	県立高等学校においてライフプラン教育に関する取組を実施した割合 	38.6% (26年度)	100%
	<p>〔目標項目の説明〕</p> <p>県立高等学校において、ライフプランや結婚、妊娠・出産や性、子育て等についての専門医等による講演会、保育実習等を実施した割合</p>		

23104 男性の育児参画の推進	「みえの育児男子プロジェクト」に参加した企業、団体数 (累計)	36 企業・団体	300 企業・団体
(主担当：健康福祉部子ども・家庭局少子化対策課)			
男性の育児参画が進むよう、「みえの育児男子プロジェクト」 ^{注)1} の取組による普及啓発や情報発信、ネットワークづくりを進めるほか、仕事と育児を両立できる職場環境づくり等について企業に働きかけます。	【目標項目の説明】 「みえの育児男子プロジェクト」の取組の一環で行う各種イベントや研修会等に参加した企業や団体数		

注) 1 みえの育児男子プロジェクト：「子育てには男性の育児参画が大切」という考え方が職場や地域社会の中で広まるよう、家族での話し合いや理解のもと、その人なりの方法で、子どもの生き抜いていく力を育てることを大切に考えて、男性が育児に積極的に参画することを応援する取組。

施策232 結婚・妊娠・出産の支援

県民の皆さんとめざす姿

結婚・妊娠・出産の希望がかなう地域社会の実現に向けて、社会全体で結婚や家族形成を希望する人を応援する取組が進んでいます。また、不妊に悩む夫婦の負担が軽減され、妊産婦やその家族が安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりが進んでいます。

現状と課題

- 未婚化、晩婚化が少子化の大きな要因となっている中、未婚者の結婚していない理由を聞くと「出逢いがない」、「理想の相手に出逢えていない」が上位を占めていることから、結婚を希望する人に対して、これまで以上にさまざまな出逢いの機会に関する情報の提供が必要です。また、20～30歳の未婚の人の8～9割の人が結婚を望みながらも、多くの若者が結婚していない状況がある中で、若い世代が結婚をあきらめることのないよう、市町や企業などが行う結婚支援の取組を活性化させるなど、社会全体で結婚を希望する人を応援できるような機運の醸成が必要です。
- 晩婚化に伴う妊娠・出産年齢の上昇により不妊に悩む夫婦が増加していることから、妊娠・出産についての希望がかなうよう、特定不妊治療等に対する経済的支援を行うとともに、精神的な負担を軽減するための専門的な相談等の取組が必要です。
- 地域社会でのつながりの希薄化等により育児の負担感や不安感を解消できない親が増加しており、地域において妊産婦・乳幼児やその家族が必要な時に必要なサービスが受けられるような出産・育児支援体制の構築が求められています。

新しい豊かさ・協創の視点

出逢いの場の情報提供に加え、既婚者を含む多くの主体の参画を得て、結婚や家族形成についてポジティブなイメージを抱けるような取組を進め、結婚を希望する人を後押しします。

また、県内どの地域でも安心して子どもを産み育てることができると実感できるよう、市町や関係機関との連携を進めます。


取組方向

- 結婚を希望する人に、出逢いの場の情報が提供されるよう取り組むとともに、市町や企業、団体等と連携して社会全体で結婚を応援する機運を醸成します。
- 不妊や不育症に対する経済的支援や相談体制の充実に取り組みます。
- 全ての市町において切れ目のない母子保健サービスが提供されるよう、三重県独自の出産・育児支援体制「出産・育児まるっとサポートみえ」(三重県版ネウボラ)^{※1}の取組を進めます。

平成31年度末での到達目標



市町や関係団体と連携が図られ、結婚・妊娠・出産の希望がかなう地域社会の実現に向けた取組が進んでいます。

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談窓口が整備されている市町数 	24 市町	29 市町	子育て世代包括支援センター等、妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談窓口が整備されている市町数

主な取組内容
(基本事業)

県の活動指標

主な取組内容 (基本事業)	県の活動指標		
	目標項目	現状値	目標値
<p>23201 出逢いの支援 (主担当：健康福祉部子ども・家庭局少子化対策課)</p> <p>「みえ出逢いサポートセンター」における出逢いイベント等の情報提供や、結婚や家族形成についてポジティブなイメージを抱けるような情報発信等、社会全体で結婚を応援する機運を醸成します。</p>	出逢いの場の情報提供数 	53 件	240 件
	<p>【目標項目の説明】</p> <p>「みえ出逢いサポートセンター」において情報提供する出逢いイベント・セミナーの件数（年間）</p>		
<p>23202 不妊に悩む家族への支援 (主担当：健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課)</p> <p>国補助事業である特定不妊治療助成事業のほか、特定不妊治療の上乗せ事業、男性不妊治療、不育症治療等県独自の市町に対する上乗せ助成による経済的支援や不妊専門相談センター事業における相談体制の強化に取り組みます。</p>	男性不妊治療等県独自の全ての不妊治療助成事業に取り組む市町数 	10 市町	20 市町
	<p>【目標項目の説明】</p> <p>県独自の助成事業を全て利用している市町の数</p>		
<p>23203 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実 (主担当：健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課)</p> <p>各市町が、妊娠・出産・育児における「地域の強みを活かした切れ目のない母子保健体制」を整備できるよう人材育成、関係機関調整等、体制整備の支援を行います。</p>	妊娠届出時等に医療機関と情報提供等の連携をした市町数	22 市町 (26 年度)	29 市町
	<p>【目標項目の説明】</p> <p>妊娠届出時アンケートや妊娠経過の中で、医療機関と連携した市町の数</p>		

注) 1 出産・育児まるとサポートみえ：親と子及びその家族が、県内どの地域においても切れ目のない一定の水準以上の母子保健サービスが受けられるなど、安心して子どもを産み、育てられ、子どもが健やかに育つ三重を実現するための、各市町の強みを生かした新たな三重県の出産・育児支援体制。

施策233 子育て支援と家庭・幼児教育の充実

県民の皆さんとめざす姿

障がいの有無や生まれ育った環境に関わらず、全ての子どもが健やかに、夢と希望を持って育つことのできる環境が整っています。

「教育の原点」である家庭がその役割を果たすとともに、子どもたちに遊びや体験活動等をおして、人間形成の基礎が培われています。

現状と課題

- 平成27(2015)年度から「子ども・子育て支援新制度」が本格施行され、幼児期の教育・保育の総合的な提供、待機児童解消のための保育の確保や放課後児童対策など子育て支援の充実について、地域の実情に応じ市町に対する支援を行う必要があります。
- ひとり親家庭の就業を取り巻く環境は依然として厳しく、安定した雇用と収入の確保に向け、就労支援を強化する必要があります。また、生活保護世帯の中学生の高等学校等進学率は、一般世帯と比較して低い傾向にあります。いわゆる「貧困の連鎖」によって子どもたちの将来がその生まれ育った家庭の事情等に左右されることのないよう、子どもの貧困対策を推進することが必要です。
- 発達支援が必要な子どもおよびその家族に対する適切な医療・福祉・教育サービスが、身近な地域において途切れることなく提供されることが求められています。
- はじめて乳幼児を持つ家庭などに対し、子育ての不安感や負担感等を軽減する必要があります。
- 子どもの頃の体験活動が豊富な人ほど、意欲・関心や規範意識が高いという調査結果があります。
- 幼児期は、子どもの心身の健やかな成長を促す上で、極めて大切な時期であることから、幼稚園、保育所、認定こども園が家庭、地域と連携・協力し、幼児教育の充実を図っていくことが求められています。

新しい豊かさ・協創の視点

必要な人に必要な子育て支援サービス等が届くよう、行政も含む地域社会全体で子育て家庭を支える取組を進めることにより、地域で安心して子育てができ、全ての子どもが健やかに、夢と希望を持って成長できる社会づくりを進めます。

取組方向

- 幼児期の教育・保育ニーズ等に的確に応じられるように、「三重県子ども・子育て支援事業支援計画」を検証しながら、市町と連携し、地域の実情に応じた、幼児期の教育・保育、放課後児童対策などの子育て支援の実施を支援します。
- 「三重県子どもの貧困対策計画（仮称）」等に基づき、ひとり親家庭等の自立支援や経済的支援、ひとり親家庭や生活困窮家庭の子ども等、支援を要する緊急度の高い子どもへの学習支援を行うとともに、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図るため、給付金等の支給および奨学金の貸与等を行います。
- 子どもの発達支援体制の構築をめざして、三重県こども心身発達医療センター（仮称）を整備するとともに、併設する特別支援学校や隣接する国立病院機構三重病院と連携して、発達支援が必要な子どもに対して、専門性の高い医療・福祉・教育が連携した支援を行います。
- 発達支援が必要な子どもが、身近な地域において早期に適切な支援が受けられるよう、市町等地域の関係機関に対して、専門性を生かした技術指導や助言等の支援を行うことにより、県全体の総合力の向上をめざします。
- 親同士が子育てについての悩みや思いを語り合い、不安を解消するための交流機会の提供や、子どもが生活習慣や自主性、社会性を身につけるために、家庭においてできること、求められることなどを考える場づくりに取り組むことなどにより、家庭教育を応援します。
- 自然体験を通じて、子どもの「生き抜いていく力」を育むことを主眼とした取組の普及啓発等を市町や関係機関と連携して進めます。
- 幼保小接続モデルカリキュラムを作成し、普及すること等を通じて、幼稚園・保育所等から小学校への円滑な接続がなされるよう取り組むとともに、幼稚園教諭と保育士等の専門性を高める研修を実施し、幼児教育の充実を図ります。

平成31年度末での到達目標

子育て支援サービス等が、地域のニーズや実情に応じて提供されることにより、安心して子育てのできる体制整備が進んでいます。
また、幼稚園・保育所等から小学校への円滑な接続がなされるよう、連携した取組が進んでいます。

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
保育所の待機児童数 創	98人	0人	4月1日現在における保育所の待機児童の数

主な取組内容
(基本事業)

県の活動指標

主な取組内容 (基本事業)	目標項目	現状値	目標値
<p>23301 保育・放課後児童対策などの子育て家庭の支援 (主担当：健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課)</p> <p>保育士の確保と処遇改善、低年齢児保育や病児・病後児保育の拡充、放課後児童クラブの充実等を図ります。</p>	放課後児童クラブの待機児童数 創	86人	0人
<p>〔目標項目の説明〕 5月1日現在における放課後児童クラブの待機児童の数</p>			
<p>23302 子どもの貧困対策の推進 (主担当：健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課)</p> <p>「三重県子どもの貧困対策計画(仮称)」に基づき、市町や関係機関と連携して、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援、包括的かつ一元的な支援を行います。</p>	生活困窮家庭またはひとり親家庭に対する学習支援を利用できる市町数	6市町 (26年度)	29市町
<p>〔目標項目の説明〕 生活困窮家庭(生活保護世帯も含む)またはひとり親家庭が、県や市町等が実施する学習支援事業を利用することができる市町数</p>			
<p>23303 発達支援が必要な子どもへの支援 (主担当：健康福祉部子ども・家庭局発達支援体制推進PT)</p> <p>三重県こども心身発達医療センター(仮称)を整備するとともに、市町への保健・福祉・教育が連携した総合支援窓口設置の働きかけや専門人材の育成支援、保育所・幼稚園等への支援ツールの導入等を行います。</p>	「CLM ^{注1} と個別の指導計画」を導入している保育所・幼稚園等の割合 創	33.1% (26年度)	75.0%
<p>〔目標項目の説明〕 発達障がい児等に対する支援ツールである「CLMと個別の指導計画」を導入している県内の保育所・幼稚園等の割合</p>			
<p>23304 家庭・幼児教育の充実 (主担当：教育委員会小中学校教育課)</p> <p>乳幼児等の親同士の交流をはじめ、子育て家庭を応援する取組を進めるとともに、自然体験を通じた子どもの「生き抜いていく力」を育む取組の普及啓発等を関係機関と連携して進めます。 幼稚園・保育所等と小学校の接続に関するカリキュラムを作成し、研修を実施するとともに、生活習慣・読書習慣チェックシートの活用を促進します。また、幼稚園教諭と保育士等の専門性を高めるための研修等の充実を図ります。</p>	家庭教育を支援する市町・団体数(累計)	11 市町・団体	74 市町・団体
<p>〔目標項目の説明〕 乳幼児の親を対象としたワークショップ等を実施する市町数など家庭教育を支援する市町・団体数</p>			
<p>小学校の児童との交流を行った幼稚園等の割合</p>			
<p>〔目標項目の説明〕 小学校の児童との体験的な交流を複数回行った幼稚園・保育所・認定こども園の割合</p>			

注) 1 CLM (Check List in Mie) : 保育所、幼稚園等に通う発達障がい児等の行動等を観察し、「個別の指導計画」を作成するために、県立小児心療センターあすなろ学園が開発したアセスメントツール。

施策 234 児童虐待の防止と社会的養護の推進

県民の皆さんとめざす姿

地域社会全体で児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応が進み、虐待被害から子どもが守られています。

また、社会的養護を必要とする子どもが、できる限り家庭的な環境で養育されるよう、里親委託や施設の小規模グループケア化などの取組が進んでいます。

現状と課題

- 県内の児童相談所の児童虐待相談対応件数は、平成 24 (2012) 年度から 26 (2014) 年度にかけて、1,000 件を超える数値で推移しています。その内容も複雑化しているため、児童相談所の対応力強化および市町等と連携した取組の強化が必要です。また、地域社会全体で児童虐待防止に取り組んでいくために、県民に対する一層の啓発が必要です。
- 児童虐待を予防するため、予期せぬ妊娠に対する支援体制の整備が求められています。
- 児童虐待や親の養育困難など、さまざまな事情により児童養護施設などに入所している社会的養護を必要とする児童には、家庭的な環境でのきめ細かなケアが求められています。

新しい豊かさ・協創の視点

社会的養護などを必要とする要保護児童が安心して健やかに暮らせるよう、県民一人ひとりが要保護児童とその家族に対する理解を深めるとともに、地域の市町、医療機関、警察、施設等が連携し合い、地域社会がセーフティーネットワークを機能させて支援を行います。

取組方向

- 児童相談所の対応力の強化、市町の児童相談体制の充実の支援、警察や医療機関等の関係機関との連携強化、および児童虐待防止のための啓発に取り組めます。
- 医療、保健、教育等関係機関が主体的に連携し、児童虐待の要因となりうる若年層の予期せぬ妊娠に対する相談体制の充実を図ります。
- 平成 26 (2014) 年度に策定した「三重県家庭的養護推進計画」に基づき、児童養護施設等における小規模グループケアや里親委託等家庭的ケアを促進するとともに、要保護児童の自立や家庭復帰を支援します。

平成 31 年度末での到達目標

市町等と連携した児童虐待相談への適切な対応や、地域社会全体の児童虐待防止に対する理解が進んでいます。
また、児童養護施設などに入所している児童等に対する家庭的ケアの環境整備が進んでいます。

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
里親・ファミリーホームでケアを受けている要保護児童の割合 創	18.5% (26年度)	21.5%	要保護児童（児童養護施設等入所児童および里親等委託児童）のうち、家庭養護（里親・ファミリーホーム委託）を受けている児童の割合

主な取組内容
(基本事業)

県の活動指標

主な取組内容 (基本事業)	県の活動指標		
	目標項目	現状値	目標値
<p>23401 児童虐待対応力の強化 (主担当：健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課)</p> <p>虐待の未然防止に向け、予期せぬ妊娠への支援等を行うとともに、虐待があった家庭への支援、市町の児童相談体制への支援、市町をはじめとする関係機関との連携強化等に取り組みます。</p>	<p>児童虐待により死亡した児童数 創</p>	<p>0人 (26年度)</p>	<p>0人</p>
<p>23402 家庭養護の推進 (主担当：健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課)</p> <p>家庭養護の充実に向け、県民への里親制度の周知や里親登録者の増加を図るとともに、里親の養育技術の向上等に取り組み、里親委託を推進していきます。</p>	<p>新規養育里親登録数(累計)</p>	<p>6世帯</p>	<p>50世帯</p>
<p>23403 社会的養護が必要な児童への支援 (主担当：健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課)</p> <p>施設養護においても、入所児童により家庭的な養育環境を提供できるよう、施設の小規模グループケア化を図るとともに、施設の職員体制の充実や人材育成等に取り組みます。</p>	<p>グループホームでケアを受けている要保護児童の割合 創</p>	<p>8.5% (26年度)</p>	<p>18.1%</p>
	<p>【目標項目の説明】 児童虐待により死亡した児童数</p>		
	<p>【目標項目の説明】 平成 27 (2015) 年度以降の新規養育里親の登録数</p>		
	<p>【目標項目の説明】 要保護児童（児童養護施設等入所児童および里親等委託児童）のうち、グループホーム（地域小規模児童養護施設および児童養護施設の分園）でケアを受けている児童の割合</p>		

1. 施策の数値目標

各施策に設定した、県民の皆さんにとっての成果をあらわす指標である「県民指標」と、県が取り組んだことの効果が見える指標である「県の活動指標」の一覧です。

施策基本事業番号	施策名 基本事業名	部局名	区分	目標項目	選定理由	平成31年度 目標値設定理由	現状値 【平成27】	目標値 【平成31】
121	地域医療提供体制の確保	健康福祉部 (医務国保課)	県民指標	地域医療安心度指数	施策のめざす姿である「必要ときに安心して質の高い医療サービスを受けられる環境が整っている」状態の実現に向けては、病床の機能分化・連携、医療従事者の確保等への取組とともに、県民の地域医療に対する安心感を高めていくことが重要であることから、医療へのアクセスのしやすさ、かかりつけ医の有無、地域医療の理解度の3つの項目による複合指標を目標項目に選定しました。	今後、現状値を把握し、目標値を設定します。	(調査中)	(検討中)
12101	地域医療構想の実現	健康福祉部 (医務国保課)	活動指標	地域医療構想の達成度	地域医療構想の実現に向け、平成37年の必要病床数の達成度とともに、入院医療と在宅医療を一体的に整備していくうえで、在宅医療提供体制の整備度の評価が重要であることから、2つの指標の平均による複合指標を目標項目に選定しました。	平成37年度に100%達成させることをめざし、必要病床数については、徐々に整備が進んでいくことを見込んで平成31年度16%に、在宅医療提供体制の整備については、早期に支援策を講じていくことから、より進捗することを前提として平成31年度40%になるよう、この2つの平均をとって目標値を設定しました。	0%	28.0%
12102	医療分野の人材確保	健康福祉部 (地域医療推進課)	活動指標	県内の病院で後期臨床研修を受ける医師数【創】	県内では50歳代以下の医師数は減少しており、救急医療などを担う若い世代の医師をより多く獲得することが、今後の医療体制を整備していく上で重要であると考えて、引き続き「県内の病院に勤務する研修医数」を確保する必要があることから選定しました。	県内の卒後5年目までの医師(初期および後期臨床研修医)を県内採用者数の推移から平成31年度に243名になることを目標値として設定しました。	206人 (26年度)	243人 (30年度)
	医療分野の人材確保	健康福祉部 (地域医療推進課)	活動指標	県内看護系大学卒業生の県内就業者数【創】	県内で不足する看護職員を確保するため、県内の看護系大学卒業生の県内医療機関等への就業を促進することが重要であることから選定しました。	看護師数の受給量推計調査から平成37年時点の不足分を供給するための供給数を算出したところ、毎年18名の増加が必要となります。この数値を補うこととし、特に県内就業率の向上が課題である看護系大学の卒業生で供給する目標を設定しました。	159人	231人
12103	救急医療等の確保	健康福祉部 (地域医療推進課)	活動指標	救急医療情報システムに参加する時間外診療可能医療機関数	救急搬送患者のうち軽症者の割合が50%程度ある中、救急医療体制を確保するためには、時間外に初期救急を担う医療機関を増加させる必要があることから選定しました。	病院については精神科単科病院を除く全ての病院(87か所)、診療所については主として内科、外科または小児科を標榜する診療所(798か所)の約85%(680か所)を対象とし、その合計767か所が地域医療構想の目標年次である平成37年に参加することをめざし、毎年度、平均14か所増加させていくこととし、平成31年度の目標値を設定しました。	634機関 (26年度)	704機関

施策基本事業番号	施策名 基本事業名	部局名	区分	目標項目	選定理由	平成31年度 目標値設定理由	現状値 【平成27】	目標値 【平成31】
12104	医療安全体制の確保	健康福祉部 (医務国保課)	活動指標	医療安全対策加算届出医療機関数	診療報酬上の医療安全対策加算の届出の有無により、医療機関における医療安全体制の整備状況が把握できることから、目標項目として選定しました。	100床以上の62医療機関の全てが、医療安全対策加算を取得することをめざして、目標値を設定しました。	47機関	62機関
12105	県立病院による良質で満足度の高い医療サービスの提供	県立病院課	活動指標	県立病院患者満足度	県立病院を利用される患者の満足度を高めていくことが重要であることから選定しました。	今後、現状値を把握し、目標値を設定します。	(調査中)	(検討中)
12106	適正な医療保険制度の確保	健康福祉部 (医務国保課)	活動指標	県内市町の国民健康保険料の収納率	県の広域化等支援方針で市町と協議しながら収納率の向上を推進しています。また、国の新たな保険者支援制度の指標の一つであり、かつ保険料の適正な確保は、国民健康保険制度の安定的運営を図る上で最重要課題であるため選定しました。	収納率が90%を超えた平成23年度からの平均伸び率(0.37)をもとに、他県の状況も勘案して目標値を設定しました。	91.41% (26年度)	93.00% (30年度)
122	介護の基盤整備と人材育成・確保	健康福祉部 (長寿介護課)	県民指標	介護度が重度で在宅の特別養護老人ホームの入所待機者数【創】	高齢者のニーズに応じた介護等を提供するためには、地域包括ケアシステムの構築とともに、在宅生活が困難となった場合の特別養護老人ホーム等の施設整備が必要であり、それらの充実の程度をあらわすものとして選定しました。	入所待機者が解消されることをめざし、平成31年度の目標値を設定しました。	863人 (26年度)	0人
12201	介護保険事業の円滑な運営とサービスの質の向上	健康福祉部 (長寿介護課)	活動指標	主任ケアマネジャー登録者数(累計)	介護従事者の人材育成と資質向上のため、ケアマネジャーを指導する役割を担う主任ケアマネジャーを増やすことが有効であることから選定しました。	各居宅介護支援事業所に主任ケアマネジャーが配置されていること、ケアマネジャー5名以上が配置されている比較的大規模な居宅介護支援事業所には複数の主任ケアマネジャーが配置されていること、地域包括支援センターに配置されているケアマネジャーは全て主任ケアマネジャーであることをもとに目標値を設定しました。	825人 (26年度)	1,057人
12202	介護従事者の確保	健康福祉部 (地域福祉課)	活動指標	県福祉人材センターにおける相談・支援による介護職場等への就職者数	平成26年度に厚生労働省が実施した「2025年に向けた介護人材にかかる需給推計」によると、介護従事者の確保がますます重要となることから、県の取組によって介護職場等に就職した人数を選定しました。	「2025年に向けた介護人材にかかる需給推計」による本県の平成32年度の人材不足数の2,156人を充足するために、毎年度確保していく必要がある人員数に加え、職場環境の改善や職員の資質向上を図る研修参加等が行えるための人員を確保できるように目標値を設定しました。	662人 (26年度)	710人
12203	介護基盤の整備促進	健康福祉部 (長寿介護課)	活動指標	特別養護老人ホーム施設整備定員数(累計)	介護度が重度の特別養護老人ホームの入所待機者の解消のため、計画的に施設整備することをめざして選定しました。	入所待機者の解消をめざし、各保険者(22市町および3広域連合)の施設利用者数の見込みをもとに目標値を設定しました。	9,643床	10,647床

施策基本事業番号	施策名 基本事業名	部局名	区分	目標項目	選定理由	平成31年度 目標値設定理由	現状値 【平成27】	目標値 【平成31】
12204	在宅生活支援体制の充実	健康福祉部 (長寿介護課)	活動指標	地域包括支援センターが開催する地域ケア会議の開催回数	介護が必要になっても安心して在宅生活を送れるようにするためには、医療、介護、予防、住まい、生活支援に取り組む地域における関係者の連携強化、ネットワーク化が不可欠であり、そのための最も有効な手法が地域ケア会議であることから、地域ケア会議の開催数を選定しました。	地域包括支援センターが開催する地域ケア会議の全国の開催状況と本県の開催状況をふまえ、地域ケア会議が本県の全ての地域包括支援センターで開催され、かつ全国平均を上回る回数が開催されるよう目標値を設定しました。	305回 (25年度)	440回 (30年度)
12205	認知症施策の充実	健康福祉部 (長寿介護課)	活動指標	認知症サポーター数(累計)	認知症の人や家族を地域で支援するためには、認知症サポーターを増やすことが必要なことから選定しました。	国が平成27年度に策定した認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)における認知症サポーター養成の目標数と今後の認知症高齢者の推計数に、今後の養成サポーターの質の向上と地域で活躍できる体制づくりの推進の取組をふまえ目標値を設定しました。	108,069人 (26年度)	175,000人 (30年度)
123	がん対策の推進	健康福祉部 (健康づくり課)	県民指標	75歳未満の人口10万人あたりのがんによる死亡者数(年齢調整後)	がんは死因の第1位であり、今後も増加していくと予想されます。県民の生命と健康をがんから守るためには、がんを予防し、またがんを早期に発見し、早期に適切な治療を行うことで、がんによる死亡者数を減少させる必要があることから目標項目として選定しました。	平成25年度において全国トップの長野県が66.1人(全国平均80.1人)であることから、県の目標値は全国トップレベルをめざすこととし、平成31年度の目標値を設定しました。	70.8人 (26年)	66.0人以下 (30年)
12301	がん予防・早期発見の推進	健康福祉部 (健康づくり課)	活動指標	がん検診受診率(乳がん、子宮頸がん、大腸がん)	乳がん検診、子宮頸がん検診および大腸がん検診は、がんの中でも高い検診効果が期待され、がん検診受診率の向上が県民の生命、健康を守る上で有効であることから目標項目として選定しました。	三重県がん対策戦略プランの目標値である、乳がん50%、子宮頸がん50%、大腸がん40%をがん検診受診率の目標値として設定しました。	乳がん 33.4% 子宮頸がん 51.6% 大腸がん 30.0% (25年度)	乳がん 50.0% 子宮頸がん 50.0% 大腸がん 40.0% (30年度)
12302	がん医療の充実	健康福祉部 (健康づくり課)	活動指標	がん診療連携拠点病院および三重県がん診療連携標準拠点病院指定数	県内のがん患者がその居住する地域に関わらず適切ながん医療を受けられるよう、標準的・集学的治療の均てん化を図ることが必要であり、がん医療提供体制の一層の充実・強化を図るため、がん診療の拠点となる医療機関の整備を推進する必要があることから目標項目として選定しました。	がん対策推進協議会において、県内のがん診療連携拠点病院および三重県がん診療連携標準拠点病院の整備については、10カ所程度が適切とされていることから、平成31年度の目標値を設定しました。	6か所	10か所
12303	緩和ケアの推進	健康福祉部 (健康づくり課)	活動指標	がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修修了者数(累計)	三重県がん対策戦略プランにおける主目標「全てのがん患者およびその家族の苦痛の軽減ならびに療養生活の質の向上」を達成する上で、緩和ケアに関する基礎的な知識を持つ医師の増加は重要課題であることから目標項目として選定しました。	国が指定するがん診療連携拠点病院において、平成29年度の目標数値として示されている対象医師数の90%の受講者数(606人)に、三重県がん診療連携標準拠点病院・三重県がん診療連携病院の対象医師数の80%(323人)を加えた受講者数を目標値として設定しました。	599人 (26年度)	929人

施策基本事業番号	施策名 基本事業名	部局名	区分	目標項目	選定理由	平成31年度 目標値設定理由	現状値 【平成27】	目標値 【平成31】
12304	がん患者等への 支援の充実	健康福祉部 (健康づくり課)	活動指標	がん患者等の 就労について 理解を得られ た企業数(累 計)	がん患者は、治療に必要な 休暇や、治療後の後遺症など から、就労継続が困難な 状況になることもあり、各 種制度はもとより、雇用主 や同僚の理解を深めること が必要であることから、が ん患者の就労状況の向上に 資する目標項目として選定 しました。	全国健康保険協会三重支部 との協定に基づく事業所説 明会および個別の事業所訪 問により、年間240事業所の 管理者や人事担当者等にが ん患者の支援について理解 を求めていくことをめざ し、目標値として設定しま した。	232社	1,192社
124	こころと身体の 健康対策の推進	健康福祉部 (健康づくり課)	県民指標	健康寿命 (健康寿命の 延び)	県民の皆さんが日常的に介 護を必要とせず、自立して 心身ともに健康的な日常生 活を送る期間(健康寿命) の延伸は「三重の健康づく り基本計画」の全体目標の 一つでもあることから、県 民指標として選定しまし た。	日常的に介護を必要とせ ず、自立して心身ともに健 康的な日常生活を送ること ができる期間を維持するこ とが必要であることから、 健康寿命の延伸を、過去10 年間の平均寿命の平均伸び 率(男性0.16歳、女性0.11 歳)と同程度とすることを 目標値として設定しまし た。	男 77.4歳 女 80.3歳 (25年)	男 78.3歳 女 80.9歳 (30年)
12401	健康づくり・生 活習慣病予防活 動の推進	健康福祉部 (健康づくり課)	活動指標	特定健康診査 受診率	特定健康診査の受診率の向 上によりこれまで見つけら れなかった生活習慣病予備 群の早期発見が可能とな り、その後特定保健指導や 医療機関受診へつなぐこと で発症予防や重症化を防ぐ ことができることから選定 しました。	平成20年度から平成25年 度までの受診率の平均伸び 率(2.16)を維持することを めざし、目標値として設定 しました。	47.5% (25年度)	56.1% (29年度)
12402	歯科保健対策の 推進	健康福祉部 (健康づくり課)	活動指標	在宅訪問歯科 診療実施歯科 医療機関数	在宅歯科医療の重要性が一 層増す中、地域における在 宅訪問歯科診療の実施環境 整備を図っていくことは重要 な課題であることから、在 宅訪問歯科診療実施歯科医 療機関数を活動指標に選定 しました。	全国の歯科診療所のうち、 訪問歯科診療を行っている 機関数は全体の27.7%と なっている中、三重県にお いては約20%(全国30位) と低い数値であることか ら、全国平均を上回るこ とをめざし、約30%を目標 値として設定しました。	198機関	270機関
12403	こころの健康づ くりの推進	健康福祉部 (健康づくり課)	活動指標	関係機関や民間 団体と連携 して自殺対策 事業を実施し た市町・県保 健所数	市町や保健所が事業を単 独で実施するだけでなく、企 画段階から関係機関や民間 団体と連携して自殺対策事 業を実施することが重要で あることから選定しまし た。	29市町全てで関係機関や 民間団体が参画した事業を 実施するとともに、8保健所 において広域的に関係機関 や団体が参画した自殺対策 を実施することとし、37か 所を目標値として設定しま した。	8か所	37か所
12404	難病対策の推進	健康福祉部 (健康づくり課)	活動指標	指定医療機関 (診療所)指 定数	難病患者が身近な地域で安 心して質の高い難病治療が 受けられるためには、指定 医療機関の拡充が必須であ ることから選定しました。	従来の特定疾患治療研究事 業において、難病患者が治 療を希望していた県内の診 療所(実際に難病治療を 行っていた県内の診療所) が1,006か所であったこと から、現在の指定数が855か 所である県内診療所数を、 1,006か所まで拡大するこ とを目標値として設定しま した。	855か所	1,006か所
131	障がい者の自立 と共生	健康福祉部 (障がい福 祉課)	県民指標	グループホーム 等において 地域で自立し た生活をして いる障がい者 数(累計)	障がい者が地域で自立した 生活を送るためには、地域 での基本的な生活基盤とな る居住系サービスの充実が 重要であることから、目標 項目を選定しました。	みえ障がい者共生社会づく りプランにおけるグループ ホームの利用者見込数やこ れまでの利用者数の実績等 をふまえて目標値を設定し ました。	1,410人 (26年度)	1,871人

施策基本事業番号	施策名 基本事業名	部局名	区分	目標項目	選定理由	平成31年度 目標値設定理由	現状値 【平成27】	目標値 【平成31】
13101	障がい者の地域移行の推進と福祉サービスの充実	健康福祉部 (障がい福祉課)	活動指標	障がい者の日中活動を支援する事業の利用者数	障がい者が地域で自立した生活を送るためには、日中活動の場の充実が重要であることから、目標項目を選定しました。	平成26年度までの実績と障害福祉計画の見込量を勘案し、平成31年度の目標値を設定しました。	6,775人 (26年度)	8,442人
13102	障がい者の就労促進	健康福祉部 (障がい福祉課)	活動指標	一般就労へ移行した障がい者数	障がい者が地域で自立した生活を送るためには、雇用契約に基づく就労の実現を図ることが重要であることから、目標項目を選定しました。	みえ障がい者共生社会づくりプランでの目標値や法定雇用率の引き上げ見込みをもとに、目標値を設定しました。	344人 (26年度)	480人
13103	農林水産業と福祉との連携の促進	農林水産部 (担い手育成課)	活動指標	農林水産業と福祉との連携取組数(累計)	農林水産業と福祉との連携を促進するためには、農林水産業者による障がい者雇用だけでなく、作業受委託などの多様な連携の取組を新たに推進していく必要性があることから選定しました。	農業と福祉の連携では、これまでの取組に加え、作業受委託など多様な連携を推進します。林業、水産業と福祉の連携は取り組み始めたばかりであるため、これまでの農福連携の実績もふまえながら、連携できる作業分野を開拓し、全体で毎年9件の取組の増加を目標として設定しました。	65件	101件
13104	障がい者の相談支援体制の整備	健康福祉部 (障がい福祉課)	活動指標	相談支援事業における支援件数	障がい者の多様なニーズへの対応状況を測る指標として、実際に相談支援を行った実数としての数値を目標値として選定しました。	身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳の過去5年間の発行数の平均伸び率0.92%と同等の増加や法定雇用率引き上げ見込みをもとに、平成31年度における目標値を設定しました。	55,836件 (26年度)	60,202件
13105	精神障がい者の保健医療の確保	健康福祉部 (障がい福祉課)	活動指標	精神障がい者の入院後1年以内に地域移行できた割合	精神障がい者の長期入院の減少を図り、地域移行が進捗することめざして目標項目を選定しました。	厚生労働省の第4期障害福祉計画の基本指針における目標やみえ障がい者共生社会づくりプランをふまえたうえで、全国上位をめざして目標値を設定しました。	88.0% (26年度)	92.0%
13106	障がい者の権利擁護と社会参加環境づくり	健康福祉部 (障がい福祉課)	活動指標	障害者差別解消法で努力義務等とされている県・市町等および関係団体の職員対応要領策定率	行政機関等において職員対応要領が策定されること、障がい者に対する合理的配慮の提供が進み、障がい者の権利擁護と社会参加の指標となると考え選定しました。	県内の行政機関等(県、市町等(29市町、地方独立行政法人)、公立大学法人、県100%出資法人)において障害者差別解消法に基づく職員対応要領が策定されることを目標に設定しました。	0%	100%
132	支え合いの福祉社会づくり	健康福祉部 (地域福祉課)	県民指標	日常生活自立支援事業の利用者数	判断能力が十分でない認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等が、地域で適正に福祉サービスを受けながら生活できる体制の整備状況をあらわす目標項目であり、施策の目標を象徴していることから選定しました。	日常生活自立支援事業のこれまでの利用者数の状況や、本年度の制度見直し後の利用状況等をふまえた上で、この事業の利用がさらに促進されるよう目標値を設定しました。	1,426人 (26年度)	1,920人
13201	地域福祉活動の推進	健康福祉部 (地域福祉課)	活動指標	民生委員・児童委員の相談支援件数	民生委員・児童委員は、県内で4千数百名が委嘱され、それぞれの担当地区において県民に最も近い場所で、高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者の相談支援や安否確認等を担っており、その活動は、地域福祉活動の重要な取組です。そのうち相談支援は、生活困窮者や児童虐待の相談などの県の業務も含み、県民への直接的な相談支援であることから選定しました。	平成24年度から26年度までの相談支援件数の実績の平均件数が107,136件であることから、平成31年度まで、毎年度107,000件以上を目標値として設定しました。	105,559件 (26年度)	107,000件

施策基本事業番号	施策名 基本事業名	部局名	区分	目標項目	選定理由	平成31年度 目標値設定理由	現状値 【平成27】	目標値 【平成31】
13202	質の高い福祉サービスの提供	健康福祉部 (地域福祉課)	活動指標	第三者評価を受審した福祉施設の数	公正・中立な立場の第三者評価機関が福祉施設の評価を行うことで、質の高い福祉サービスの提供につながることから選定しました。	社会福祉施設の受審を促進しながら、毎年度5施設の増加をめざし、平成31年度に40施設の受審を目標に設定しました。	17施設 (26年度)	40施設
13203	ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	健康福祉部 (地域福祉課)	活動指標	「おもいやり駐車場」の登録施設数	歩行が困難な人の外出支援の制度であり、ユニバーサルデザインのまちづくりの象徴的な取組であることから選定しました。	平成31年度の目標を人口1万人あたり施設数全国ベスト3となる、人口1万人あたりの施設数11.8施設とし、そのために必要な施設数2,160を目標値として設定しました。	1,961施設 (26年度)	2,160施設
13204	高齢者の社会参加環境づくり	健康福祉部 (長寿介護課)	活動指標	地域で社会参加や生活支援サービスの担い手として活動する高齢者団体数(累計)	急速な高齢化に対応するには、地域において、行政主導ではなく、自主的に社会参加や生活支援等の活動をする高齢者を増やすことが重要です。そのため、県が地域で自主的に活動する高齢者団体を研修により養成し、養成された団体が地域に帰って、即戦力として活動することをめざし、「地域で社会参加や生活支援サービスの担い手として活動する高齢者団体数」を指標に選定しました。	市町において社会参加や生活支援サービスの担い手として活動するには、おおむね1市町3団体必要と想定し、全市町養成することを目標として養成団体数を87団体と設定しました。	4団体 (26年度)	87団体
13205	生活困窮者の生活保障と自立支援	健康福祉部 (地域福祉課)	活動指標	就労支援を行う生活困窮者の人数	生活保護に至るおそれがある生活困窮者の自立を図るためには、就労が重要かつ効果的であることから選定しました。	平成27年4月に生活困窮者自立支援法が施行されたことから、平成27年4月から9月の生活困窮者の就労支援者数の実績をふまえて目標を設定しました。また、平成31年度には、就労自立が見込まれる全ての生活困窮者に対して就労支援を行うことを目標設定しました。	-	540人
13206	戦没者遺族等の支援	健康福祉部 (地域福祉課)	活動指標	県および全国戦没者追悼式への若年世代の参加者数	子どもたちが、県戦没者追悼式や全国戦没者追悼式に参加することにより、戦争の悲惨さや平和への思いをつなげていくことができることから選定しました。	県追悼式での市町代表の子どもによる献花を継続し、子どもの参加を促すとともに、全国戦没者追悼式へ子ども代表団を継続して派遣することにより、両追悼式の合計で64人の参加を目標として設定しました。	31人	64人
144	薬物乱用防止と動物愛護の推進等	健康福祉部 (食品安全課)	県民指標	危険ドラッグの販売店舗数(インターネット販売店舗を含む。)	危険ドラッグによる薬物の乱用を防止するためには、危険ドラッグの販売店舗数(インターネット販売店舗を含む。)を0とする必要があることから、警察等の関係機関との連携により把握した危険ドラッグの販売店舗に対し、監視指導を実施した後の店舗数を目標項目として選定しました。	インターネット監視や警察等の関係機関との連携により把握した危険ドラッグを販売する店舗を根絶するために、0件を維持することを目標値として設定しました。	1件 (26年度)	0件
14401	薬物乱用防止対策の推進	健康福祉部 (薬務感染症対策課)	活動指標	薬物乱用防止に関する知識と理解を深めた人数(累計)	危険ドラッグなどの薬物乱用は深刻な問題となっており、薬物乱用防止に対する意識を向上することが重要であることから、目標項目として選定しました。	平成26年度末までの講習会の参加者の実績をふまえ、平成27年度の見込449,000人から、今後、毎年度6万人ずつの参加者を確保する必要があることから設定しました。	388,992人 (26年度)	689,000人

施策基本事業番号	施策名 基本事業名	部局名	区分	目標項目	選定理由	平成31年度 目標値設定理由	現状値 【平成27】	目標値 【平成31】
14402	人と動物との共生環境づくり	健康福祉部 (食品安全課)	活動指標	犬・猫の殺処分 分数	殺処分数は、動物愛護の普及啓発、譲渡事業、引取りを減らす取組等の動物愛護管理に関する施策を総合的に行うことで減少することから、目標項目として選定しました。	平成35年度までに殺処分数を0とすることをめざして、平成29年度から運用する三重県動物愛護推進センター（仮称）の活用をふまえて、平成31年度の目標値を設定しました。	627匹 (26年度)	200匹 以下
14403	医薬品等の安全な製造・供給の確保	健康福祉部 (薬務感染症対策課)	活動指標	県内の医薬品等製造施設のうち不良品を出さなかった施設の割合	医薬品等の安全性を確保するためには、不良品を製造しないことが必要であることから、指標として選定しました。（指標としている不良品は、医薬品等の有効性や安全性に問題がある場合など、医薬品等製造販売業者等自らが回収したものとします。不良品の回収については、医薬品等製造販売業者等は法令上、県に報告義務があります。）	医薬品等の安全性を確保するためには、不良品を製造しないことが必要であることから、100%達成を維持することを目標値として設定しました。	97.3% (26年度)	100%
14404	生活衛生営業の衛生確保	健康福祉部 (食品安全課)	活動指標	生活衛生営業施設のうち健康被害が発生しなかった施設の割合	県民が安心して生活衛生営業施設を利用するためには、健康被害の発生はあってはならないことから目標項目として選定しました。	全ての生活衛生営業施設において健康被害の発生がないことを目標値として設定しました。	99.9% (26年度)	100%
145	食の安全・安心の確保	健康福祉部 (食品安全課)	県民指標	食品の基準適合の確認率 (累計)	食の安全・安心確保のためには、食品衛生法の規格基準や、食品表示法の表示基準、米トレーサビリテイ法の基準に適合していることが重要であることから選定しました。	検査した全ての食品と食品表示を行う全ての製造・加工施設を、平成31年度末までに基準に適合していることを確認することから、平成31年度目標値を設定しました。	16.2% (26年度)	100%
14501	食の安全・安心の確保	健康福祉部 (食品安全課)	活動指標	食品事業者の自主点検実施件数	食品事業者がコンプライアンス意識を高め、衛生管理や食品表示等について自主点検する取組が重要であることから、目標項目として選定しました。	全ての営業許可施設において自主点検を実施していることが重要であることから、平成31年度目標値を設定しました。	728件 (26年度)	34,200件
14502	農水産物の安全・安心の確保	農林水産部	活動指標	高病原性鳥インフルエンザ等家畜伝染病の感染拡大阻止率	高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病が、近年、周辺国において発生しています。そこで県での発生を未然に防ぐとともに、発生農場を汚染源とした他農場への感染拡大を防止することが重要であることから選定しました。	畜産物の安全・安心を確保するためには、高病原性鳥インフルエンザ等家畜伝染病の発生農場を汚染源とした発生拡大を100%防止する必要があることから、100%達成を維持することを目標値として設定しました。	100% (26年度)	100%
146	感染症の予防と拡大防止対策の推進	健康福祉部 (薬務感染症対策課)	県民指標	危険性の高い感染症発生数のうち集団発生が抑止できた割合	一、二、三類感染症の集団発生が生じないように啓発を行うとともに、発生した場合は、迅速な連携と適切な対応により、発生を小規模に抑えることが重要であることから選定しました。	一、二、三類感染症の集団発生を発生させない、もしくは小規模に抑えることが重要であるため、患者発生数のうち、集団発生を抑止できた数の割合を100%と設定しました。	98.6% (26年度)	100%
14601	感染予防のための普及啓発の推進	健康福祉部 (薬務感染症対策課)	活動指標	感染予防を普及啓発する推進者の総数 (累計)	保育所、学校、高齢者施設等の集団感染が起こる可能性がある施設では、感染予防を普及啓発する推進者が重要であることから選定しました。	施設等において感染予防の普及啓発を行う推進者は、小学校区単位で活動できることとし、県内約400校の小学校があることから、平成31年度の目標値を設定しました。	-	400人

施策基本事業番号	施策名 基本事業名	部局名	区分	目標項目	選定理由	平成31年度 目標値設定理由	現状値 【平成27】	目標値 【平成31】
14602	感染症危機管理体制の整備	健康福祉部 (業務感染症対策課)	活動指標	感染症危機管理に関する訓練実施率	感染症危機管理体制の整備には、平常時から、医療機関、警察、消防等との連携による訓練の実施が必要であり、本庁および全保健所において、実施することを目標として選定しました。	県内全ての地域（本庁および9保健所の計10か所）で訓練を実施する必要があることから、平成31年度目標値を設定しました。	20% (26年度)	100%
14603	感染症対策のための相談・検査の推進	健康福祉部 (業務感染症対策課)	活動指標	保健所におけるHIV（エイズの原因となるウイルス）検査受診者数	HIVは性感染症であり、受診につながりにくく、今も感染が広がっていますが、啓発を行うことにより、検査受診者を増加させ、感染拡大を防止することができることから選定しました。	平成22年度から平成26年度までの過去5年間の最大の1,671件を超える1,700件をめざし、平成31年度の目標値を設定しました。	1,671件 (26年度)	1,700件
231	少子化対策を進めるための環境づくり	健康福祉部 (少子化対策課)	県民指標	地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合【創】	「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、全ての子どもが豊かに育つことのできる三重」をめざす「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」の総合目標と同じ項目を選定しました。	スマイルプランの総合目標の設定根拠（平成25年度の実績値56.0%をもとに毎年1ポイントずつ上昇）に基づき設定しました。	55.6% (26年度)	62.0%
23101	少子化対策を進めるための機運醸成	健康福祉部 (少子化対策課)	活動指標	みえ子どもスマイルネットの月間平均アクセス数	少子化対策の機運醸成を進めることにより、関心を持った方が県の少子化対策の情報にアクセスすることが考えられることから選定しました。	平成27年2月に開設したことから、平成27年4月から8月までの平均月間アクセス数26,200件をベースに、毎年増加させていくことを目標に設定しました。	-	30,000件
23102	子どもの育ちを支える地域社会づくり	健康福祉部 (少子化対策課)	活動指標	子育て家庭応援クーポン協賛店舗数	子育て家庭の経済的負担の軽減や地域で子どもの育ちや子育て家庭を支える機運の醸成が重要なことから選定しました。	1世帯あたりの協賛店舗数が全都道府県の中で上位水準に入ることをめざし、設定しました。	361店舗	3,000店舗
			活動指標	青少年が使用する携帯電話等のフィルタリングサービス利用率	携帯電話等の利用における子どものネット被害を防ぐためには、フィルタリングサービスの普及が重要であることから選定しました。	フィルタリングサービスの普及を進めている先進県の調査結果を参考に設定しました。	(調査中)	51.0%
23103	ライフプラン教育の推進	健康福祉部 (子育て支援課)	活動指標	ライフプラン教育を実施している市町の数【創】	小中学校において、妊娠・出産や性に関する医学的に正しい情報や自らのライフプランを考える機会を提供することの必要性が高まっていることから選定しました。	子どもの自己肯定感の醸成や家族の大切さ、性や命の大切さを学ぶ事業であり、全市町での実施が望ましいことから目標値を設定しました。	10市町 (26年度)	29市町
		教育委員会 (高校教育課)	活動指標	県立高等学校においてライフプラン教育に関する取組を実施した割合【創】	県立高等学校において、家族の役割や家族を築くこと、子育てに関する意義を考える機会を設けるとともに、妊娠・出産の医学的知識等を習得することで、ライフプラン教育を充実させる必要があることから選定しました。	高校生が家庭を築くことや子育てに関する意義を考え、妊娠・出産や性に関する医学的知識等を学ぶ事業であり、全ての県立高等学校での実施が望ましい取組として設定しました。	38.6% (26年度)	100%

施策基本事業番号	施策名 基本事業名	部局名	区分	目標項目	選定理由	平成31年度 目標値設定理由	現状値 【平成27】	目標値 【平成31】
23104	男性の育児参画の推進	健康福祉部 (少子化対策課)	活動指標	「みえの育児男子プロジェクト」に参加した企業、団体数(累計) 【創】	職場や地域社会の中で、男性の育児参画が大切であるという考え方が広まるとともに、男性が子育てに積極的に関わることが重要であることから選定しました。	男性の育児参画の推進に関して企業への働きかけを進めている先進県の実績数と同程度の数を目標値として設定しました。	36 企業・団体	300 企業・団体
232	結婚・妊娠・出産の支援	健康福祉部 (子育て支援課)	県民指標	妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談窓口が整備されている市町数【創】	妊産婦・乳幼児やその家族に対して、必要な母子保健サービスがワンストップで切れ目なく行われることが必要であることから選定しました。	全ての市町で切れ目のない妊産婦・乳幼児への母子保健対策(ポピュレーションアプローチ)を行えるよう、目標値を設定しました。	24市町	29市町
23201	出逢いの支援	健康福祉部 (少子化対策課)	活動指標	出逢いの場の情報提供件数 【創】	結婚を希望する人に、出逢いの場が提供されることが求められていることから選定しました。	先進県の状況も参考に、結婚を希望する人に、県内各地の出逢いの機会が情報提供されている数値として設定しました。	53件	240件
23202	不妊に悩む家族への支援	健康福祉部 (子育て支援課)	活動指標	男性不妊治療等県独自の全ての不妊治療助成事業に取り組む市町数【創】	不妊等に悩む夫婦が安心して相談でき、治療が受けられるような環境づくりが必要であることから選定しました。	現状値10市町を倍増させるよう目標値を設定しました。	10市町	20市町
23203	切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実	健康福祉部 (子育て支援課)	活動指標	妊娠届出時等に医療機関と情報提供等の連携をした市町数	切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策を推進していくためには医療機関との連携が必要であることから選定しました。	県内のどの地域においても行政と医療機関との連携が行われることをめざし設定しました。	22市町 (26年度)	29市町
233	子育て支援と家庭・幼児教育の推進	健康福祉部 (子育て支援課)	県民指標	保育所の特機児童数 【創】	仕事と家庭を両立しやすい環境を整備し、待機児童を解消する必要があることから選定しました。	保育所における待機児童をなくすことをめざし、平成31年度の目標値を設定しました。	98人	0人
23301	保育・放課後児童対策などの子育て家庭の支援	健康福祉部 (子育て支援課)	活動指標	放課後児童クラブの特機児童数【創】	仕事と家庭を両立しやすい環境を整備し、待機児童を解消する必要があることから選定しました。	放課後児童クラブにおける待機児童をなくすことをめざし、平成31年度の目標値を設定しました。	86人	0人
23302	子どもの貧困対策の推進	健康福祉部 (子育て支援課)	活動指標	生活困窮家庭またはひとり親家庭に対する学習支援を利用できる市町数	子どもの能力・可能性を伸ばし夢に挑戦できるよう、関係機関や地域と連携し、ひとり親家庭等の子どもたちの学習環境を整えることが必要であることから選定しました。	全市町において学習支援を利用できる環境整備をめざし、平成31年度の目標を設定しました。	6市町 (26年度)	29市町
23303	発達支援が必要な子どもへの支援	健康福祉部 (発達支援体制推進PT)	活動指標	「CLMと個別の指導計画」を導入している保育所・幼稚園等の割合 【創】	発達支援が必要な子どもが、身近な地域において早期支援が途切れることなく受けられるための体制づくりの一つとして、進捗状況を把握することができることから選定しました。	三重県こども心身発達医療センター(仮称)の開設(平成29年6月)までに50%の保育所・幼稚園等で導入が行われるよう取組を進め、以降、年10%ずつ拡大(開設初年度の平成29年度のみ移転作業等を勘案し5%とします。)を図るよう、平成31年度の目標を設定しました。	33.1% (26年度)	75.0%

施策基本事業番号	施策名 基本事業名	部局名	区分	目標項目	選定理由	平成31年度 目標値設定理由	現状値 【平成27】	目標値 【平成31】
23304	家庭・幼児教育の充実	健康福祉部 (少子化対策課)	活動指標	家庭教育を支援する市町・団体数(累計)	市町や団体等と連携して家庭における教育を進めていくことが重要であることから選定しました。	全市町において家庭教育を支援する取組を実施するとともに、より多くの団体に参画していただくよう、平成31年度の目標を設定しました。	11 市町・団体	74 市町・団体
		教育委員会事務局	活動指標	小学校の児童との交流を行った幼稚園等の割合	小学校の児童と幼稚園・保育所・認定こども園の幼児が交流を行うことは、小学校への円滑な接続につながることから、選定しました。	全ての公私立幼稚園・保育所・認定子ども園において、小学校の児童との交流が行われていることをめざして、平成31年度の目標値を設定しました。	-	100%
234	児童虐待の防止と社会的養護の推進	健康福祉部 (子育て支援課)	県民指標	里親・ファミリーホームでケアを受けている要保護児童の割合【創】	社会的養護は、原則として家庭養護(里親、ファミリーホーム)を優先し、施設養護もできる限り家庭的な養育環境の形態に変えていくこと等が求められていることから選定しました。	「三重県家庭的養護推進計画」において、15年後(平成41年度)に、施設の本体施設、グループホーム、里親・ファミリーホームにおける要保護児童の割合をおおむね3分の1ずつに変えていくことをめざしていることをふまえて、平成31年度の目標値を設定しました。	18.5% (26年度)	21.5%
23401	児童虐待対応力の強化	健康福祉部 (子育て支援課)	活動指標	児童虐待により死亡した児童数【創】	平成24年度に発生した死亡事例の教訓をふまえ、目標として選定しました。	虐待による児童の死亡はあってはならないことであり、常に100%の対応をめざす目標数値として設定しました。	0人 (26年度)	0人
23402	家庭養護の推進	健康福祉部 (子育て支援課)	活動指標	新規養育里親登録数(累計)	里親委託の推進に向け、新規の養育里親登録数の増加が不可欠であることから選定しました。	「三重県家庭的養護推進計画」において、15年後(平成41年度)に、施設の本体施設、グループホーム、里親・ファミリーホームにおける要保護児童の割合をおおむね3分の1ずつに変えていくことをめざしていることをふまえて、平成31年度の目標値を設定しました。	6世帯	50世帯
23403	社会的養護が必要な児童への支援	健康福祉部 (子育て支援課)	活動指標	グループホームでケアを受けている要保護児童の割合【創】	社会的養護は、原則として家庭養護(里親、ファミリーホーム)を優先し、施設養護もできる限り家庭的な養育環境の形態に変えていくこと等が求められていることから選定しました。	「三重県家庭的養護推進計画」において、15年後(平成41年度)に、施設の本体施設、グループホーム、里親・ファミリーホームにおける要保護児童の割合をおおむね3分の1ずつに変えていくことをめざしていることをふまえて、平成31年度の目標値を設定しました。	8.5% (26年度)	18.1%

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく職員の
対応に関する要領（案）

三 重 県

（目的）

第1条 この要領は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、法第7条に規定する事項に関し、職員（非常勤職員を含む。）が適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

なお、この要領の対象となる職員は、知事部局に属する職員とする。

（不当な差別的取扱いの禁止）

第2条 職員は、法第7条第1項の規定のとおり、その事務・事業を行うに当たり、障がい（身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がいをいう。以下この要領において同じ。）を理由として、障がい者（障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。以下この要領において同じ。）でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障がい者の権利利益を侵害してはならない。これに当たり、職員は、別紙に掲げる留意事項に留意するものとする。

なお、別紙中、「望ましい」と記載している内容は、それを実施しない場合であっても、法に反すると判断されることはないが、障害者基本法（昭和45年法律84号）の基本的な理念及び法の目的を踏まえ、できるだけ取り組むことが望まれることを意味する（次条において同じ。）。

（合理的配慮の提供）

第3条 職員は、法第7条第2項の規定のとおり、その事務・事業を行うに当たり、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）の提供をしなければならない。これに当たり、職員は、別紙に掲げる留意事項に留意するものとする。

(所属長等の責務)

第4条 所属長及び所属長その他課長相当職以上の者を監督する地位にある者(以下「所属長等」という。)は、前2条に定める事項に関し、障がいを理由とする差別の解消を推進するため、次の各号に掲げる事項を実施しなければならない。

- 一 日常の執務を通じた指導等により、障がいを理由とする差別の解消に関し、職員の注意を喚起し、障がいを理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。
 - 二 障がい者等から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申し出等があった場合は、迅速に状況を確認すること。
 - 三 合理的配慮の必要性が確認された場合、職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。
- 2 所属長等は、障がいを理由とする差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(相談体制の整備)

第5条 職員による障がいを理由とする差別に関して、障がい者及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するため、次のとおり三重県庁に相談窓口を設置する。

- 一 健康福祉部障がい福祉課
- 2 相談等を受ける場合は、性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面のほか、電話、ファックス、電子メールに加え、障がい者が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を可能な範囲で用意して対応するものとする。
- 3 第1項の相談窓口に寄せられた相談等については、相談者のプライバシーに配慮しつつ関係者間で情報共有を図り、以後の相談等において活用することとする。
- 4 第1項の相談窓口は、必要に応じ、充実を図るよう努めるものとする。

(研修・啓発)

第6条 障がいを理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、法の趣旨の徹底や障がいに対する理解を深めるために必要な研修・啓発を行うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、法、基本方針の見直し状況や障がいを理由とする差別に関する相談事例の蓄積等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととする。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく職員の対応 に関する要領に係る留意事項

第1 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

法は、障がい者に対して、正当な理由なく、障がいを理由として、財・サービス（物資や財産などの有形物や教育、福祉、医療などの無形役務）や各種機会の提供を拒否し、場所・時間帯などを制限するなど、障がい者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障がい者の権利利益を侵害することを禁止している。

ただし、障がい者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いではない。したがって、障がい者を障がい者でない者と比べて優遇する取扱い（いわゆる積極的改善措置）、法に規定された障がい者に対する合理的配慮の提供による障がい者でない者との異なる取扱いや、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障がい者に障がいの状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たらない。

このように、不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障がい者を、問題となる事務・事業について、本質的に関係する諸事情が同じ障がい者でない者より不利に扱うことである点に留意する必要がある。

第2 正当な理由の判断の視点

正当な理由に相当するのは、障がい者に対して、障がいを理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われるものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合である。

正当な理由に当たるかどうかは、具体的な検討をせずに正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、障がい者、第三者の権利利益（例：安全の確保、財産の保全、事業の目的・内容・機能の維持、損害発生防止等）及び行政機関等の事務・事業の目的・内容・機能の維持等の観点から、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。なお、「客観的に判断する」とは、主観的な判断に委ねられるのではなく、その主張が客観的な事実によって裏付けられ、第三者の立場から見ても納得が得られるような客観性が必要となるものである。

職員は、正当な理由があると判断した場合には、障がい者等にその理由をわかりやすく丁寧に説明し、理解を得るよう努めることが望ましい。

第3 不当な差別的取扱いの具体例

不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は以下のとおりである。なお、第2で示したとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事

案ごとに判断されることとなる。また、以下に記載されている具体例については、正当な理由が存在しないことを前提としていること、さらに、それらはあくまでも例示であり、記載されている具体例だけに限られるものではないことに留意する必要がある。

- 障がいがあることを理由に窓口対応を拒否する。
- 障がいがあることを理由に対応の順序を後回しにする。
- 障がいがあることを理由に書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供等を拒む。
- 障がいがあることを理由に説明会、シンポジウム等への出席を拒む。
- 事務・事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、障がいがあることを理由に、来庁の際に付き添い者の同行を求めるなどの条件を付けたり、特に支障がないにもかかわらず、付き添い者の同行を拒んだりする。

第4 合理的配慮の基本的な考え方

- 1 障害者の権利に関する条約（以下「権利条約」という。）第2条において、「合理的配慮」は、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。

法は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等に対し、その事務・事業を行うに当たり、個々の場面において、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮を行うことを求めている。

合理的配慮は、障がい者が受ける制限は、障がいのみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえたものであり、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、障がい者が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものである。

合理的配慮は、事務・事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障がい者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。

- 2 合理的配慮は、障がいの特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障がい者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、「第5 過重な負担の基本的な考え方」に掲げる要素を考慮し、代替

措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものである。また、求めている内容に対応できない場合においても、代替手段がないか検討することが重要である。さらに、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものである。合理的配慮の提供に当たっては、障がい者の性別、年齢、状態等に配慮し、その際、相手方の意向を十分尊重するものとする。

なお、合理的配慮を必要とする障がい者が多数見込まれる場合、障がい者との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮の提供ではなく、後述する環境の整備を考慮に入れることにより、中・長期的なコストの削減・効率化につながる点は重要である。

- 3 意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを言語(手話を含む。)のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障がい者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段(通訳を介するものを含む。)により伝えられる。

また、障がい者からの意思表示のみでなく、知的障がいや精神障がい(発達障がいを含む。)等により本人の意思表示が困難な場合には、障がい者の家族、介助者、法定代理人等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。

なお、意思の表明が困難な障がい者が、家族、介助者、法定代理人等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障がい者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に則り、当該障がい者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましい。

- 4 合理的配慮は、障がい者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障がい者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。また、障がいの状態等が変化することもあるため、特に、障がい者との関係性が長期にわたる場合等には、提供する合理的配慮について、適宜、見直しを行うことが重要である。
- 5 県がその事務・事業の一環として実施する事務を事業者に委託等する場合は、提供される合理的配慮の内容に大きな差異が生ずることにより障がい者が不利益を受けることのないよう、委託等の条件に、対応要領を踏まえた合理的配慮の提供について盛り込むよう努めることが望ましい。

第5 過重な負担の基本的な考え方

過重な負担については、具体的な検討をせずに過重な負担を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、

具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。職員は、過重な負担に当たると判断した場合は、障がい者等にその理由をわかりやすく丁寧に説明し、理解を得るよう努めることが望ましい。

- 事務・事業への影響の程度（事務・事業の目的、内容、機能を損なうか否か）
- 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- 費用・負担の程度

第6 合理的配慮の具体例

第4で示したとおり、合理的配慮は、具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであるが、具体例としては、次のようなものがある。

なお、記載した具体例については、第5で示した過重な負担が存在しないことを前提としていること、また、これらはいくまでも例示であり、記載されている具体例だけに限られるものではないことに留意する必要がある。

（物理的環境への配慮の具体例）

- 段差がある場合に、車椅子利用者にキャスター上げ等の補助をする、携帯スロープを渡すなどする。
- 配架棚の高い所に置かれたパンフレット等を取って渡す。パンフレット等の位置をわかりやすく伝える。
- 目的の場所までの案内の際に、障がい者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、前後・左右・距離の位置取りについて、障がい者の希望を聞いたりする。
- 障がいの特性により、頻繁に離席の必要がある場合に、会場の座席位置を扉付近にする。
- 介助者等が付き添う場合、本人だけでなく介助者等の席を隣に用意する。
- 疲労を感じやすい障がい者から別室での休憩の申し出があった際、別室の確保が困難であったことから、障がい者に事情を説明し、対応窓口の近くに長椅子を移動させて臨時的休憩スペースを設ける。また、ついたて等の活用や設置場所を工夫するなど、プライバシー保護等の配慮を行う。
- 不随意運動等により書類等を押さえることが難しい障がい者に対し、職員が書類を押さえたり、バインダー等の固定器具を提供したりする。
- 災害や事故が発生した際、館内放送で避難情報等の緊急情報を聞くことが難しい聴覚障がい者に対し、電光掲示板、手書きボード等を用いて、わかりやすく案内し誘導を図る。
- 弱視の方から申し出があった際に、会場の座席位置を照明の近くなどの明るい場所に案内する。

（意思疎通の配慮の具体例）

- 筆談、読み上げ、手話、点字、拡大文字などのコミュニケーション手段を用

- いる。また、難聴の方の会議への出席が予定されている場合など、可能な範囲で、磁気誘導ループなどの補聴援助機器を用意する。
- 会議資料等について、点字、拡大文字等で作成する際に、各々の媒体間でページ番号等が異なりうることに留意して使用する。
 - 視覚障がいのある委員に会議資料等を事前送付する際、読み上げソフトに対応できるよう電子データ（テキスト形式）で提供する。
 - 意思疎通が不得意な障がい者に対し、絵カード等を活用して意思を確認する。
 - 駐車場などで通常、口頭で行う案内を、紙にメモをして渡す。
 - 書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の目の前で示したり、わかりやすい記述で伝達したりする。本人の依頼がある場合には、代読や代筆といった配慮を行う。
 - 比喩表現等が苦手な障がい者に対し、比喩や暗喩、二重否定表現などを用いずに説明する。
 - 障がい者から申し出があった際に、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら対応する。また、なじみのない外来語は避ける、漢数字は用いない、時刻は24時間表記ではなく午前・午後で表記するなどの配慮を念頭に置いたわかりやすい内容のメモを、必要に応じて適時に渡す。
 - 介助者等が付き添う場合、介助者等ではなく、本人に話をする。
 - 会議の進行に当たり、資料を見ながら説明を聞くことが困難な視覚又は聴覚に障がいのある出席者や知的障がいを持つ出席者等に対し、ゆっくり、丁寧な進行を心がけるなどの配慮を行う。
 - 会議の進行にあたっては、職員等が出席者の障がいの特性にあったサポートを行う等、可能な範囲での配慮を行う。

(ルール・慣行の柔軟な変更の具体例)

- 順番を待つことが苦手な障がい者に対し、周囲の者の理解を得た上で、手続き順を入れ替える。
- 立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の者の理解を得た上で、障がい者の順番が来るまで別室や席を用意する。
- スクリーン、手話通訳者、板書等がよく見えるように、スクリーン等に近い席を確保する。
- 車両乗降場所を施設出入口に近い場所へ変更する。
- 庁舎等の駐車場等において、障がい者の来庁が多数見込まれる場合、通常、障がい者専用とされていない区画を障がい者専用の区画に変更する。
- 他人との接触、多人数の中にいることによる緊張により、発作等がある場合、障がい者に説明の上、施設の状況に応じて別室を準備する。
- 非公表又は未公表情報を扱う会議等において、情報管理に係る担保が得られることを前提に、障がいのある委員の意思疎通や理解を支援・援助する者の

同席を認める。

(法令の規定に基づく資格試験等を実施する場合の具体例)

- 試験案内及び申請書等において、配慮する内容の明示、対応が可能な配慮事項を掲げた配慮事項希望欄を設定する。
- 点字、拡大文字による試験問題及び解答用紙を提供する。
- 車いすで使用できる机を提供する。
- 試験室までの介助者の同伴を認める。
- 試験時間中の服薬等を認める。
- 障がいの特性により集団の中で試験を受けることができない場合に、別室での受験を認める。
- 試験会場は、車いす使用者用トイレを備えた施設とする。
- 試験会場の出入口等の段差を解消するためのスロープを設置する。
- 車いす使用者など配慮が必要な人のための駐車場を用意する。

第7 その他（用語解説）

○社会的障壁

障がい者にとって日常生活や社会生活を営む上で支障となることがらを指す。社会における事物（通行、利用しにくい施設、設備等）だけでなく、慣行（障がい者の存在を意識していない慣習、文化等）や観念（障がい者への偏見等）も含む。

○障害者の権利に関する条約

障がい者に関するはじめての国際条約として、平成18年12月に国連総会で採択され、わが国は平成19年9月に条約に署名を行い、その後、条約の批准をめざして、必要な国内法の整備を進め、それらの準備を経て、平成26年1月に条約を批准、平成26年2月からわが国においても条約の効力が発生している。

○社会モデル

障がいは個人の能力障がい、機能障がいに起因するものではなく、社会の障壁によって作り出されるものであるという考え方（社会の障壁には道路・建物などの物理的なものだけでなく、情報や文化、法律や制度、さらには市民意識上の障壁等も含まれる）で、わが国の障害者制度改革のベースとなっている権利条約の基本的な考え方。これに対して、個人に起因するという従来の概念を医学モデルという。